

三春町一般廃棄物処理基本計画

令和3年11月

令和4年11月 一部改訂

令和8年 3月 一部改訂

三春町

目 次

第1章	計画の概要	1
1-1	計画策定の背景と目的.....	1
1-2	計画の位置付け.....	2
1-3	計画対象区域.....	2
1-4	計画目標年次.....	3
1-5	計画の対象廃棄物.....	4
第2章	地域の概要	5
2-1	自然的概況.....	5
2-1-1	位置及び地勢.....	5
2-1-2	気候特性.....	6
2-2	社会的概況.....	7
2-2-1	人口の概要.....	7
2-2-2	産業の概要.....	8
2-2-3	交通の概要.....	9
2-2-4	土地利用状況.....	10
第3章	ごみ処理基本計画	11
3-1	ごみを取り巻く社会情勢.....	11
3-1-1	関係法令.....	12
3-1-2	国、県の達成目標.....	15
3-2	ごみ処理の現状と課題.....	18
3-2-1	ごみ処理事業の経緯.....	18
3-2-2	ごみ処理の主体.....	19
3-2-3	ごみ処理の体系.....	20
3-2-4	ごみの分別区分と排出方法.....	22
3-2-5	ごみ排出量.....	24
3-2-6	ごみの処理・処分.....	29

3-2-7	ごみ処理施設の状況.....	3 5
3-2-8	ごみ処理の課題.....	3 8
3-3	ごみ処理基本方針.....	4 0
3-3-1	基本理念と基本方針.....	4 0
3-3-2	ごみの排出量の予測.....	4 2
3-3-3	目標の設定.....	4 4
3-4	ごみ処理計画.....	4 7
3-4-1	施策体系（町の施策）.....	4 7
3-4-2	町民、事業者、町の役割.....	4 9
3-4-3	ごみの適正処理.....	5 2
3-5	ごみ処理の評価.....	5 7
3-5-1	一般廃棄物処理システム指針.....	5 7
3-5-2	分別収集区分の評価.....	5 7
3-5-3	循環的利用・適正処分の評価.....	5 8
3-5-4	一般廃棄物処理システムの評価.....	6 0
第4章	生活排水処理計画.....	6 1
4-1	基本方針.....	6 1
4-1-1	生活排水処理に係る理念、目標.....	6 1
4-1-2	生活排水処理施設整備の基本方針.....	6 1
4-2	目標年次.....	6 1
4-3	生活排水の排出状況.....	6 2
4-4	生活排水処理の主体.....	6 3
4-4-1	生活排水処理の主体.....	6 3
4-4-2	収集運搬.....	6 4
4-4-3	中間処理.....	6 4
4-4-4	最終処分.....	6 5
4-5	生活排水処理基本計画.....	6 6
4-5-1	処理目標.....	6 6
4-5-2	区域及び人口.....	6 7

4-5-3	生活排水処理の課題.....	7 0
4-5-4	整備計画.....	7 1
4-5-5	し尿、汚泥の処理計画.....	7 2
4-5-6	住民に対する広報・啓発活動.....	7 4

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

三春町（以下「本町」という。）が目指す将来像を『「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～』と定め、その実現のため、平成27年度に策定した第7次三春町長期計画（以下「長期計画」という。）において、「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」「豊かな心と文化を育むまちづくり」「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」「協働と町民参画による自立したまちづくり」の6つの基本目標を設定し、各種事業に取り組んでいます。

三春町の一般廃棄物処理事業については、長期計画の基本目標の一つである「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」のもと、事業に取り組んでいます。

ごみ処理については、これまで3R（リデュース：廃棄物の抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進してきました。特に、ごみ分別の徹底による資源化に取り組み、紙類の資源化に力を入れてきました。現在、三春町のリサイクル率は県内で上位となっています。

また、生活排水処理については、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質改善を目的として、集合排水処理施設（公共下水道、農業集落排水処理施設）の整備及び個別排水処理施設（町設置型の浄化槽事業）により汚水処理施設の基盤整備を行ってきました。

今後も、本町のごみやし尿・浄化槽汚泥の処理が適正に、そして、円滑に行われることを目的とし、それらの発生量及び処分量の見込み、適正処理、施設整備などについて、一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）定めるものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、本町が長期的・総合的な視点に立って、一般廃棄物の処理を計画的に推進していくための基本方針となるもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき策定します。

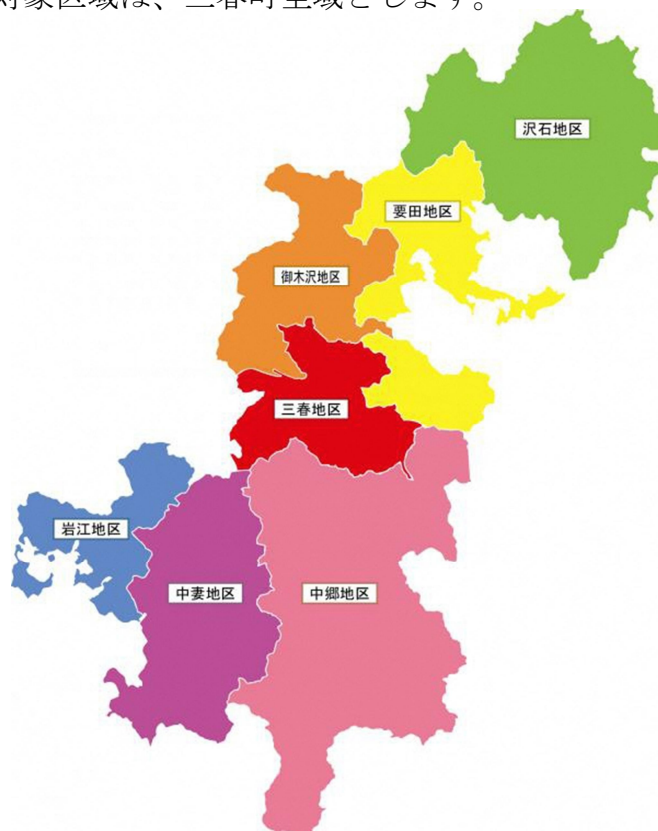
本計画の策定にあたっては、国や県の方針及び計画との整合を図っています。



図 1-2-1 本計画の位置付け

1-3 計画対象区域

本計画における計画対象区域は、三春町全域とします。



1-4 計画目標年次

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を目標年次とします。

なお、本計画は、長期的な計画であることから、制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合など、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対策を講じます。

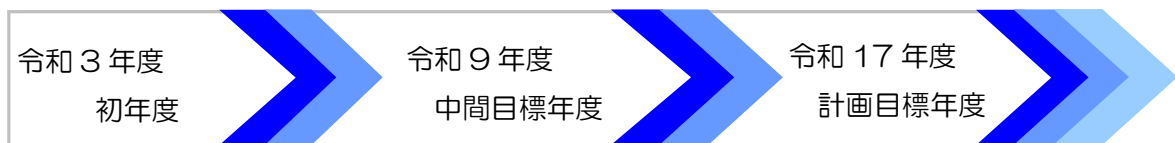
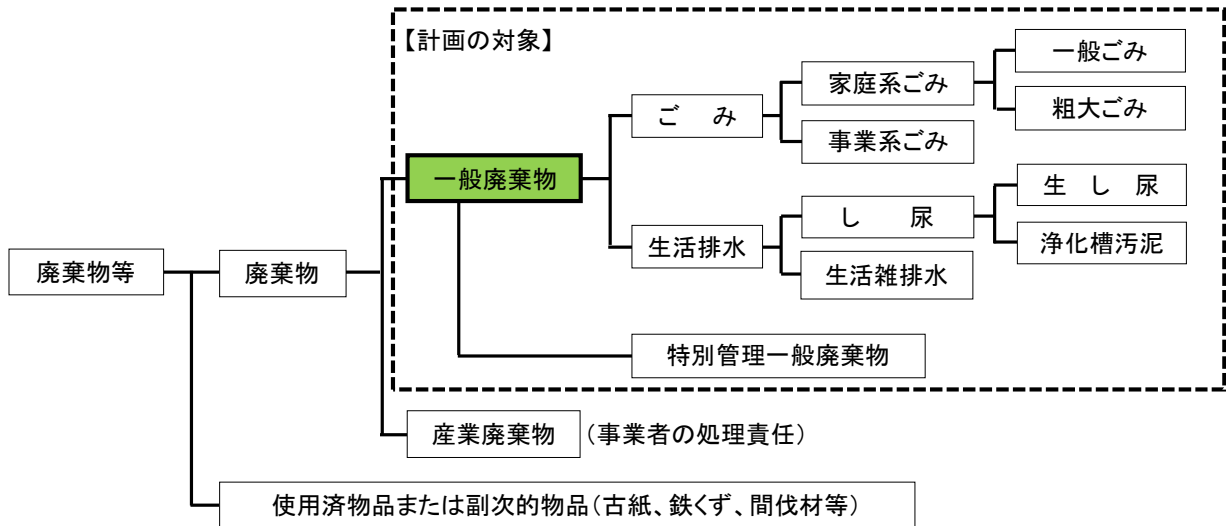


図 1-4-1 計画目標年次

1-5 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条で定める廃棄物のうち、「一般廃棄物」とします。一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に大別されます。

一般廃棄物のうち、「ごみ」は、家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物に該当しない「事業系一般廃棄物」に分けられます。



注. 循環型社会形成推進基本法で定める「廃棄物等」の内訳を示します。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。

- ・一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、『ごみ』と『し尿』に大別されます。
- ・産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のもの、輸入された廃棄物のことをいいます。

出典：廃棄物処理法、廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4

図 1-5-1 対象とする廃棄物

第2章 地域の概要

2-1 自然的概況

2-1-1 位置及び地勢

本町は、福島県のほぼ中央部に位置する歴史豊かな城下町です。西部、南部は中核市に指定されている郡山市、東部は田村市、北部は本宮市及び二本松市に接しており、県庁所在地の福島市からは約 50 km の距離に位置しています。

町域は東西 12.5 km、南北 15.7 km と南北に長く、総面積は 72.76k m² となっています。

本町は、阿武隈山系の西端部に位置しているため、標高は 230～510m で、小丘が連なっていて起伏の多い地形となっています。

主な河川は移ヶ岳を源とする移川が町の最北部を、また中央部を東西に桜川が貫流し、南部では大滝根川が流れています。また、平成 10 年に大滝根川に多目的ダムとして三春ダムが完成し、生活用水、工業用水、農業用水等に利用されています。



図 2-1-1-1 三春町の位置

2-1-2 気候特性

本町は、太平洋側を阿武隈山地、日本海側を会津地方の高い山脈に遮られているため、内陸型の気候であり、降雨・降雪は少なく、根雪となるほどの連続した積雪はあまりありません。

令和3年における年平均気温は11.9℃で、夏季の最高気温は28.5℃となっています。また、冬季の最低気温は-4.6℃となっています。

表 2-1-2-1 三春町の気象の概況

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	平均
平均気温 (°C)	-0.8	1.7	6.9	9.9	15.9	20.0	23.3	23.8	18.4	13.7	7.8	2.7	-	11.9
最高気温 (°C)	3.3	6.7	12.3	16.4	21.3	25.8	28.5	28.5	22.8	18.7	13.2	6.5	-	-
最低気温 (°C)	-4.6	-3.1	1.6	3.5	11.1	15.4	19.7	20.4	14.6	9.6	3.3	-1.1	-	-
降水量 (mm)	4.0	40.0	122.0	71.0	95.0	116.0	190.0	214.0	125.0	127.0	24.0	100.0	1,228.0	102.3

(資料：2022年版三春町町勢要覧 資料編)

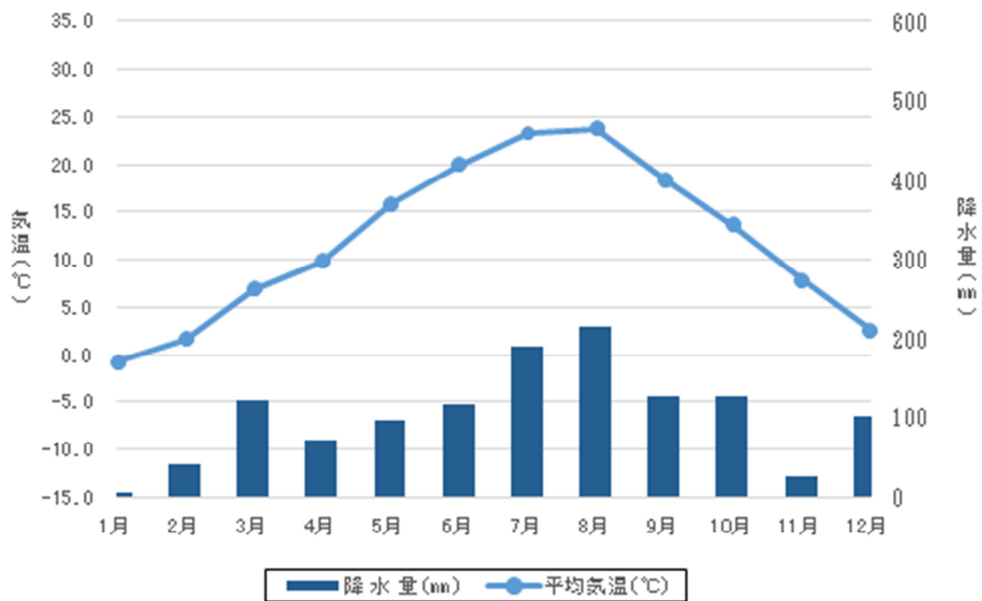


図 2-1-2-1 三春町の気象の概況 (令和元年度)

2-2 社会的概況

2-2-1 人口の概要

令和4年4月1日現在の現住人口は16,743人、世帯数は6,069世帯となります。過去10年間の人口は減少傾向にあり、令和4年度は大きく減少しています。また、世帯数についても、昨年度に比べて大きく減少しました。

表 2-2-1-1 人口・世帯数の推移

(各年4月1日現在)

	人口(人)		世帯数(世帯)		1世帯当たり人口(人)
	人口	増減	世帯数	増減	
平成24年度	17,756	-	5,469	-	3.25
平成25年度	17,573	-183	5,495	26	3.20
平成26年度	17,360	-213	5,544	49	3.13
平成27年度	17,098	-262	5,546	2	3.08
平成28年度	16,863	-235	5,585	39	3.02
平成29年度	16,761	-102	5,646	61	2.97
平成30年度	17,823	1,062	6,279	633	2.84
平成31(令和元)年度	17,613	-210	6,313	34	2.79
令和2年度	17,435	-178	6,357	44	2.74
令和3年度	17,281	-154	6,412	55	2.70
(参考) 令和4年度	16,743	-538	6,069	-343	2.76

(資料：現住人口及び世帯数)

※現住人口は、5年に1回実施される国勢調査の人口を基にして、住民基本台帳の出生・死亡・転入・転出者を加減して算出したもの。

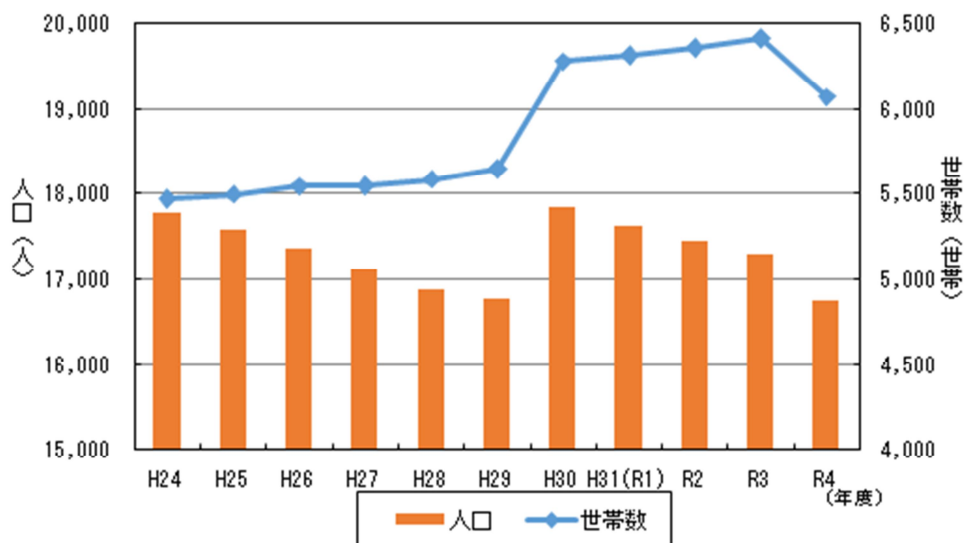


図 2-2-1-1 人口・世帯数の推移

※国勢調査の結果により、H30は東日本大震災による避難者が含まれるため増加し、R4は避難者が避難元市町村へ帰還したことにより減少した。

2-2-2 産業の概要

本町の産業別就業人口の構成割合は、平成27年度では第1次産業が7.2%、第2次産業が32.6%、第3次産業が57.8%となっており、第3次産業の就業者が全体の約6割を占めています。平成2年度からの推移としては、第1次産業及び第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

また、平成27年度における産業大分類別就業者数をみると、本町での就業者数は製造業が20.4%で最も多く、次いで卸売業、小売業（14.3%）、建設業（12.2%）、医療、福祉（9.8%）、農業（7.0%）などとなっています。

表 2-2-2-1 産業別就業人口の推移

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		合計 (人)
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	
平成2年度	1,851	18.8	3,690	37.6	4,284	43.6	0	0.0	9,825
平成7年度	1,351	12.9	4,109	39.1	5,045	48.0	0	0.0	10,505
平成12年度	1,110	10.7	3,961	38.3	5,283	51.0	0	0.0	10,354
平成17年度	979	9.9	3,288	33.2	5,579	56.4	45	0.5	9,891
平成22年度	733	8.3	2,928	33.0	5,150	58.1	52	0.6	8,863
平成27年度	658	7.2	2,981	32.6	5,284	57.8	218	2.4	9,141

(資料：国勢調査)

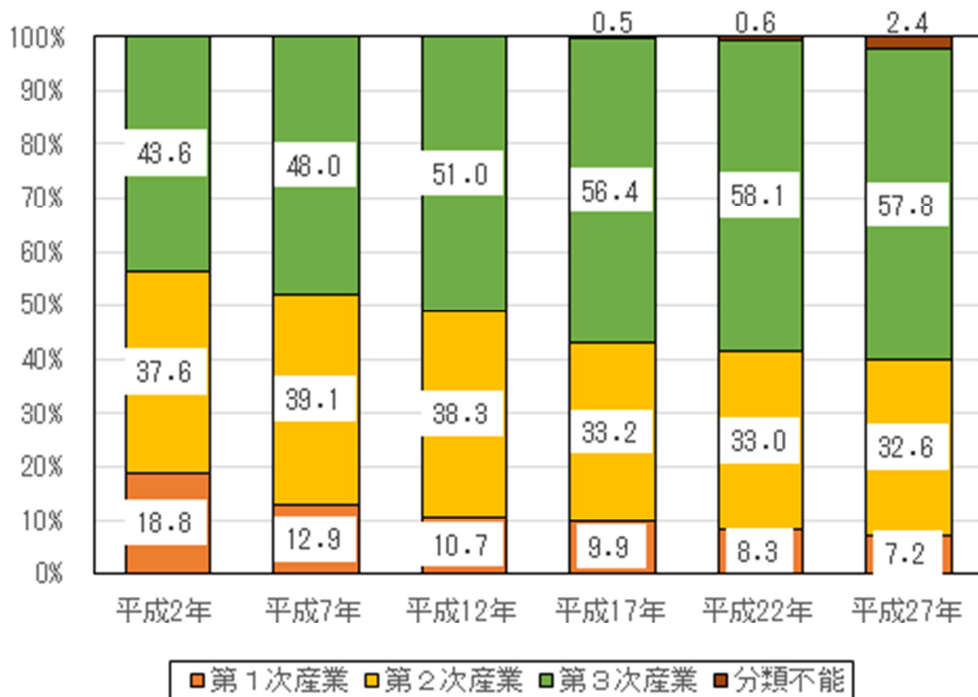


図 2-2-2-1 産業別就業人口の推移

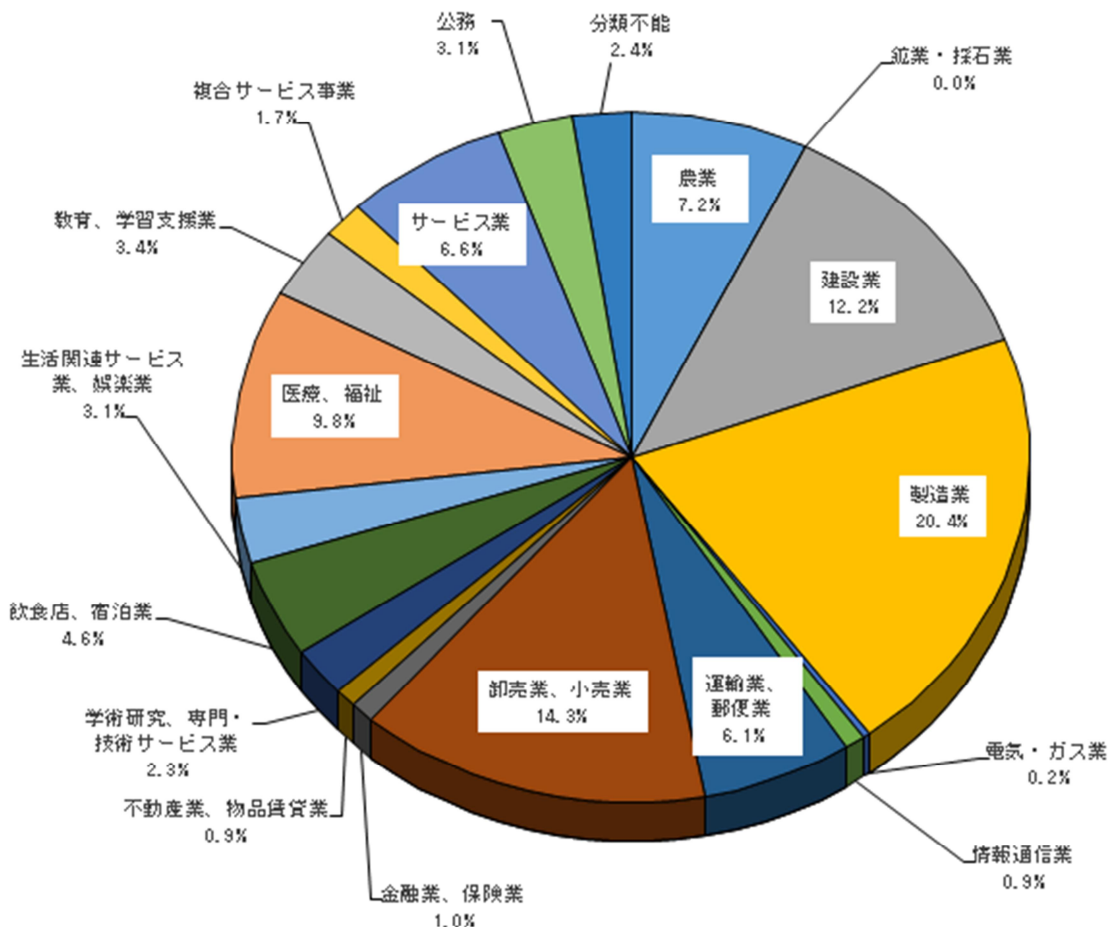


図 2-2-2-2 産業大分類別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

2-2-3 交通の概要

本町における交通網は、一般道路として、町の中央部を東西に横断し郡山市から双葉郡双葉町までを結ぶ国道 288 号線及び同バイパスを中心に、県道 13 路線が町中心部より放射状に伸び、その間を町道がつなぐ形で形成されています。

自動車専用道路としては、いわき市と新潟県新潟市を結ぶ磐越自動車道が平成 9 年に開通しました。近隣には船引三春インターチェンジと郡山東インターチェンジがあり、地域間の観光や物流に大きな役割を果たしています。

また、公共交通としては、鉄道では郡山市といわき市を結ぶ J R 磐越東線、バスでは郡山市や田村市を結ぶ福島交通㈱の路線バスと、町内の交通手段の確保を目的とした町営バスがあり、その他、町内 3 事業所がタクシーの運行を行っています。

2-2-4 土地利用状況

令和3年度における本町の土地利用状況については、山林の占める割合が35.89%と最も大きく、次いで畑が20.00%、田が9.55%となっています。

表 2-2-4-1 土地利用面積(令和3年度)

	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
合計 (ha)	695	1,455	515	0	214	2,611	0	352	322	1,112	7,276
構成比 (%)	9.55	20.00	7.08	0.00	2.94	35.89	0.00	4.84	4.43	15.28	100.00

(資料：2022年版三春町町勢要覧 資料編)

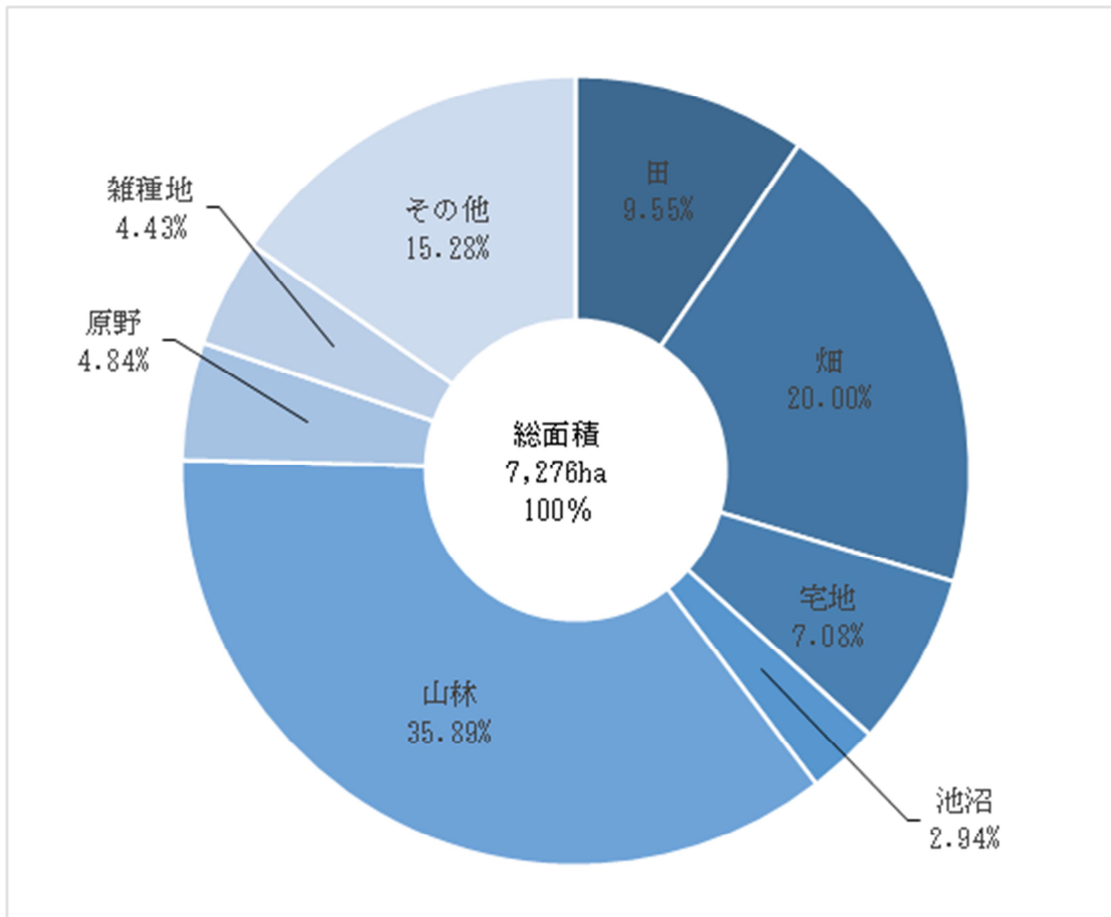


図 2-2-4-1 土地利用面積内訳(令和3年度)

第3章 ごみ処理基本計画

3-1 ごみを取り巻く社会情勢

3-1-1 関係法令

1) 関連法の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要を下表に示します。

表 3-1-1-1 関連法の概要

年 月	関 連 法	概 要
H 6. 8	環境基本法完全施行	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いた事業者は再商品化するという役割分担を定める法律です。
H13. 1	循環型社会形成推進基本法施行	循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。 なお、循環型社会は大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。 循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制することとし、次に不適切処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本原則としています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しと、製造業者等に対し引き取った廃家電のリサイクル実施を義務付けた法律です。
	資源有効利用促進法完全施行	資源の有効活用を図るとともに、廃棄物の発生抑制と環境保全に資するため、事業者に対し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みが必要となる業種や製品を指定し、自主的に取り組むべき内容を定めた法律です。 10業種・69品目が指定されており、事業者による製品の回収・再利用の実施、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制、回収した製品からの部品などの再使用等を促進することが定められています。
	グリーン購入法完全施行	製品やサービスを調達する際に、品質や価格だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行	食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ること等を目的とした法律です。 食品関連業者から排出される食品廃棄物について、発生抑制、飼料や肥料などへの再資源化、減量化することを定めています。

H14. 5	建設リサイクル法 完全施行	一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を義務付けた法律です。 制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。
H17. 1	自動車リサイクル法 完全施行	使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者等に適切な役割分担を定めた法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自ら製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が負担する制度です。
H25. 4	小型家電リサイクル法 完全施行	国が認定した再資源化事業者の廃棄物処理業許可を不要にすることで、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有価物の再資源化を促進することを目的とした法律です。
R4. 4	プラスチックに係る 資源循環の促進等 に関する法律施行	海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進することを目的とした法律です。

2) 関連法の体系

関連法の体系を下図に示します。

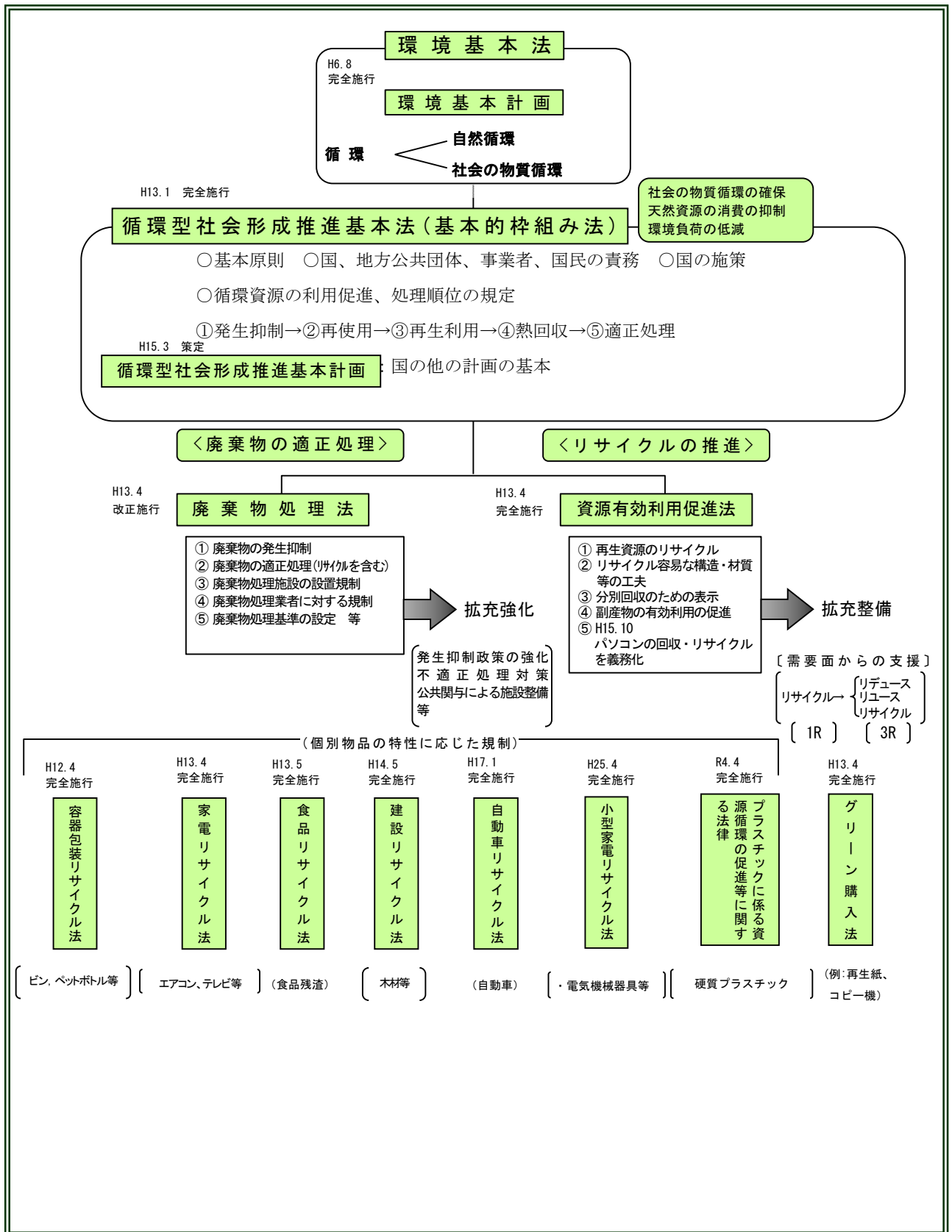


図 3-1-1-1 関連法の体系

3) 関連計画等

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物処理法」に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきました。

しかし、近年では、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の低減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を下表に示します。

表 3-1-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成11年 5月	福島県ごみ処理広域化計画（福島県）
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成14年 3月	福島県廃棄物処理計画策定（福島県）
平成15年 3月	第一次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3月	福島県廃棄物処理計画見直し（福島県）
平成20年 3月	第二次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年 3月	福島県廃棄物処理計画（福島県）
平成25年 5月	第三次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成25年 5月	廃棄物処理施設整備計画（国）
平成27年 3月	福島県廃棄物処理計画（福島県）
平成28年 1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成30年 6月	第四次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成30年 6月	廃棄物処理施設整備計画（国）
令和元年 8月	福島県分別収集促進計画（第9期）
令和3年 12月	福島県循環型社会形成推進計画
令和3年 1月	福島県災害廃棄物処理計画（福島県）
令和4年 1月	福島県廃棄物処理計画

3-1-2 国、県の達成目標

1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を以下に示します。

表 3-1-2-1 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	ごみ処理量を平成24年度に対し、令和2年度において約12%削減する。
資源化率	資源化率を平成24年度の約21%から、令和2年度において約27%に増加させる。
最終処分量	最終処分量を平成24年度に対し、令和2年度において約14%削減する。

※国としての最新目標値は令和2年度

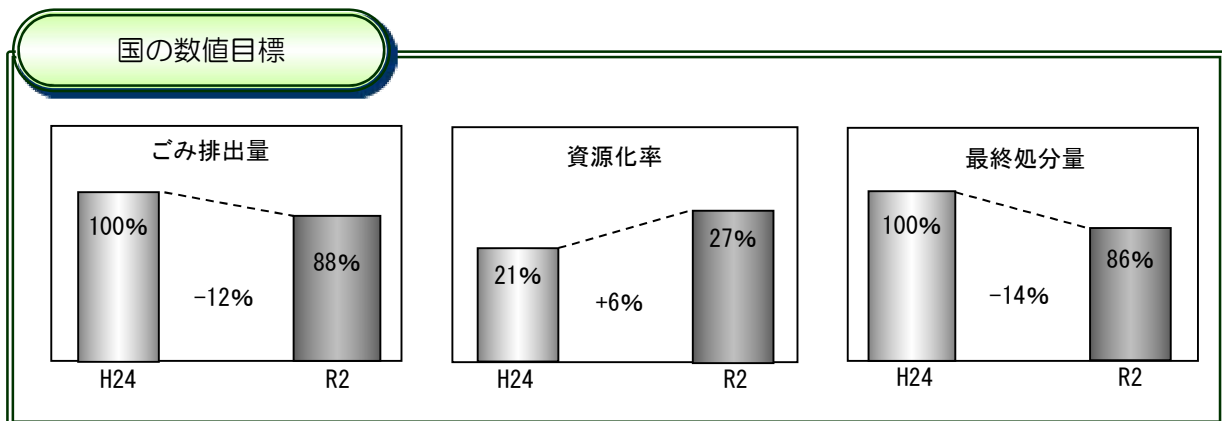


図 3-1-2-1 国の数値目標

2) 県の達成目標

廃棄物処理法第5条の2に基づく国の基本方針や、東日本大震災において発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の放出による廃棄物処理への影響等をふまえ、福島県は、福島県廃棄物処理計画を令和4年1月に改正しました。地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成の取り組みを強化していくという基本的な考え方の下に、廃棄物の減量化と適正処理を一層推進していくため、廃棄物の減量、その他適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。県の数値目標を以下に示します。

計画の基本目標

本計画においては、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成を推進するため、県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画「ふくしま新生プラン」を環境の面から実現することを目指した計画である第4次福島県環境基本計画に掲げる施策「循環型社会の形成」を基に、次の基本目標を掲げ、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理をより一層推進していくこととします。

循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために

表 3-1-2-2 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	令和8年度におけるごみ排出量を923g/人・日以下とする。 (令和元年度実績：1,035g/人・日)
資源化率	令和8年度における資源化率を16%以上とする。 (令和元年度実績：12.7%)
最終処分量	令和8年度における最終処分量を150t/日以下とする。 (令和元年度実績：255 t/日)

※福島県廃棄物処理計画（令和4年1月）引用

県の数値目標

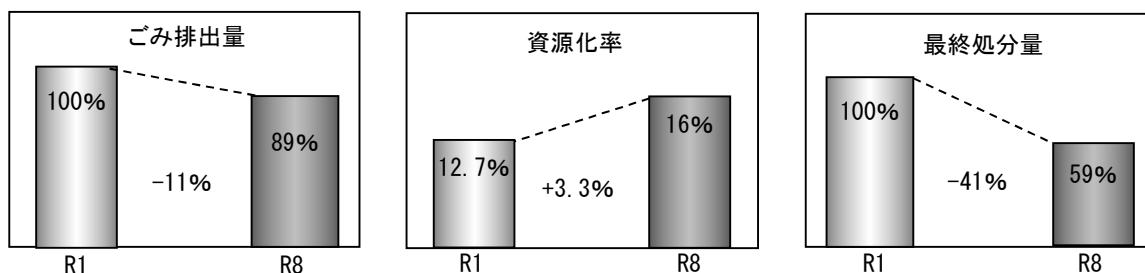


図 3-1-2-2 県の数値目標

■参考 田村広域行政組合における達成目標

田村市、三春町、小野町を構成市町とする田村広域行政組合では、平成27年12月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この計画に基づき、ごみ処理に関する各種の事業に取り組んでいます。

この計画は、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」や県の「福島県廃棄物処理計画」などを踏まえ、構成市町の一般廃棄物の処理状況や地域特性等を把握するとともに、将来のごみ発生状況の予測と、収集、処理方式を検討し、ごみの排出抑制・再資源化・減量化を目指したものです。

参考に田村広域行政組合における同計画の目標値を以下に示します。

表 3-1-2-3 組合の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成26年度実績に対して、ごみ総排出量を20%以上削減する。
資源化率	排出量に対してリサイクル率を26%以上とする。
最終処分量	平成26年度実績に対して、最終処分量を20%以上削減する。

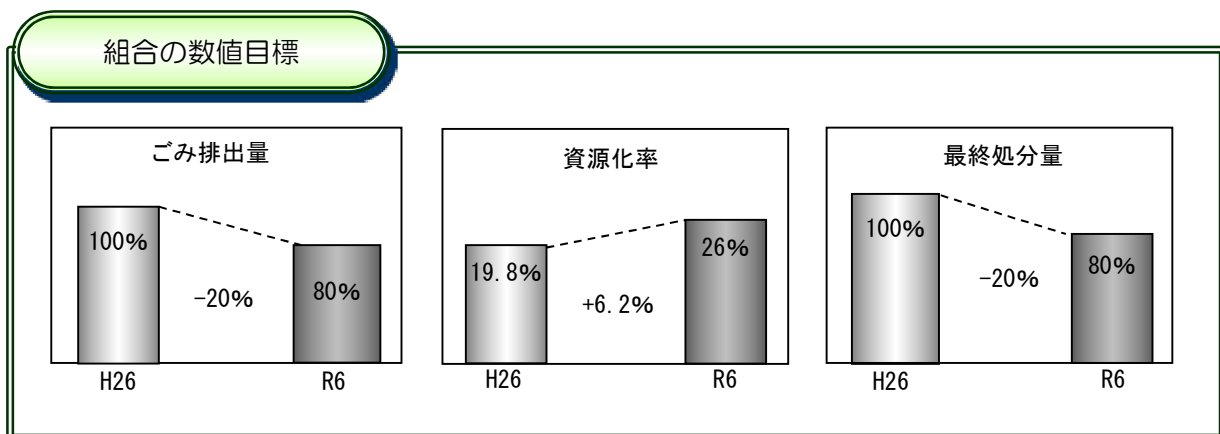


図 3-1-2-3 組合の数値目標

3-2 ごみ処理の現状と課題

3-2-1 ごみ処理事業の経緯

本町のこれまでのごみ処理事業に関する主な経緯は下表のとおりです。

表 3-2-1-1 ごみ処理事業の経緯

年度	経緯
昭和 45 年度	・沼倉ごみ焼却場供用開始
	・沼之倉第 1 の 1 埋立地供用開始（～平成 4 年）
昭和 61 年度	・三春町清掃センター焼却棟（焼却能力：20 トン/日）供用開始
	・事業系一般廃棄物処理手数料の徴収開始
平成 5 年度	・沼之倉第 1 の 2 埋立地供用開始（～平成 9 年）
平成 7 年度	・資源ごみの分別収集開始（10 月から）
平成 8 年度	・指定ごみ袋による燃えるごみ、燃えないごみのごみ処理有料化
平成 10 年度	・一般廃棄物最終処分場（沼之倉第 2 埋立地）供用開始（30,000 m ³ ）
	・プラスチックごみの分別収集を開始
平成 11 年度	・田村地方ごみ処理広域化推進協議会発足
平成 13 年度	・田村地方町村衛生処理組合、田村東部環境衛生組合が解散し、田村広域行政組合が発足
	・家電リサイクル法による家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の回収開始
平成 14 年度	・事業系一般廃棄物処理手数料の改定
	・指定ごみ袋の仕様及び価格（処理手数料）の変更
	・家庭系一般廃棄物の直接搬入に係る処理手数料の徴収開始
平成 18 年度	・田村西部環境センター（焼却能力：40 トン/日）供用開始
平成 29 年度	・雑がみの収集を開始
	・指定ごみ袋の価格（処理手数料）の改定
令和元年度	・事業系一般廃棄物処理手数料の改定
令和 2 年度	・小型家電回収の開始

3-2-2 ごみ処理の主体

田村広域行政組合が令和4年度をもって解散となることから、令和5年度以降のごみ処理・処分の各段階における処理は一部を除いて、三春町が行うこととなります。

令和4年度及び5年度の処理主体については、下表のとおりです。

表 3-2-2-1 令和4年度までのごみ処理主体

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	町	組合	組合（外部委託）
不燃ごみ	町	町	町
プラスチックごみ	町	町	組合（外部委託）
資源ごみ	町	町	（再生資源事業者）
有害ごみ	町	組合（外部委託）（※1）	（外部委託）（※1）
粗大ごみ	町	町	町
直接搬入ごみ	—	町・組合（※2）	町・組合（※2）

※1 廃蛍光管及び廃乾電池の処理を指す。

※2 事業者が可燃ごみを田村西部環境センターに搬入する場合、組合が処理主体となる。

表 3-2-2-2 令和5年度からのごみ処理主体

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	町	町	町、外部委託
不燃ごみ	町	町	町
プラスチックごみ	町	町	町（外部委託）
資源ごみ	町	町	（再生資源事業者）
有害ごみ	町	町（外部委託）※	（外部委託）※
粗大ごみ	町	町	町
直接搬入ごみ	—	町	町

※ 廃蛍光管及び廃乾電池の処理を指す。

【田村広域行政組合の沿革】

昭和40年1月に、田村郡全域6町1村から発生する、し尿処理の事務を共同処理することを目的に「田村地方町村衛生処理組合」として設立されました。

また、田村郡内の東部3町（小野町・滝根町・大越町）では、平成2年にごみ処理全般の事務を共同処理する「田村東部環境衛生組合」が設立されました。平成8年に田村東部環境センターが完成したため、3町のごみ処理全般の事務を組合に移管し、業務を開始しました。

平成13年4月に「田村東部環境衛生組合」を解散統合し、組合名を「田村広域行政組合」に改め、組合の事務に田村西部4町村のごみ中間処理の事務、田村郡7町村の一般廃棄物最終処分の事務、さらに平成15年2月に田村地方情報センターの設置及び維持管理事務を加え、複合的一部事務組合として現在に至っています。

3-2-3 ごみ処理の体系

可燃ごみは、田村西部環境センターのごみ焼却施設で焼却処理後、飛灰などを外部処理しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみは、三春町清掃センター内の前処理破碎施設（不燃・粗大）、空缶類選別圧縮施設、資源ごみストックヤードに搬入され、破碎・選別及び保管等の処理が行われています。

このうち、不燃ごみと粗大ごみは、破碎・選別処理後、可燃残渣は田村西部環境センターのごみ焼却施設で焼却され、不燃残渣は三春町一般廃棄物最終処分場（第2埋立地）で埋立処分、金属などは資源化されています。

資源ごみのうち、プラスチックごみは外部処理しています。

他の資源ごみ（びん・缶・ペットボトル、古紙・布類）と有害ごみは、それぞれの品目毎に業者に委託され、資源化されています。

令和5年度以降は、町が田村西部環境センターの設置主体となりますが、ごみ処理の体系に変更はありません。

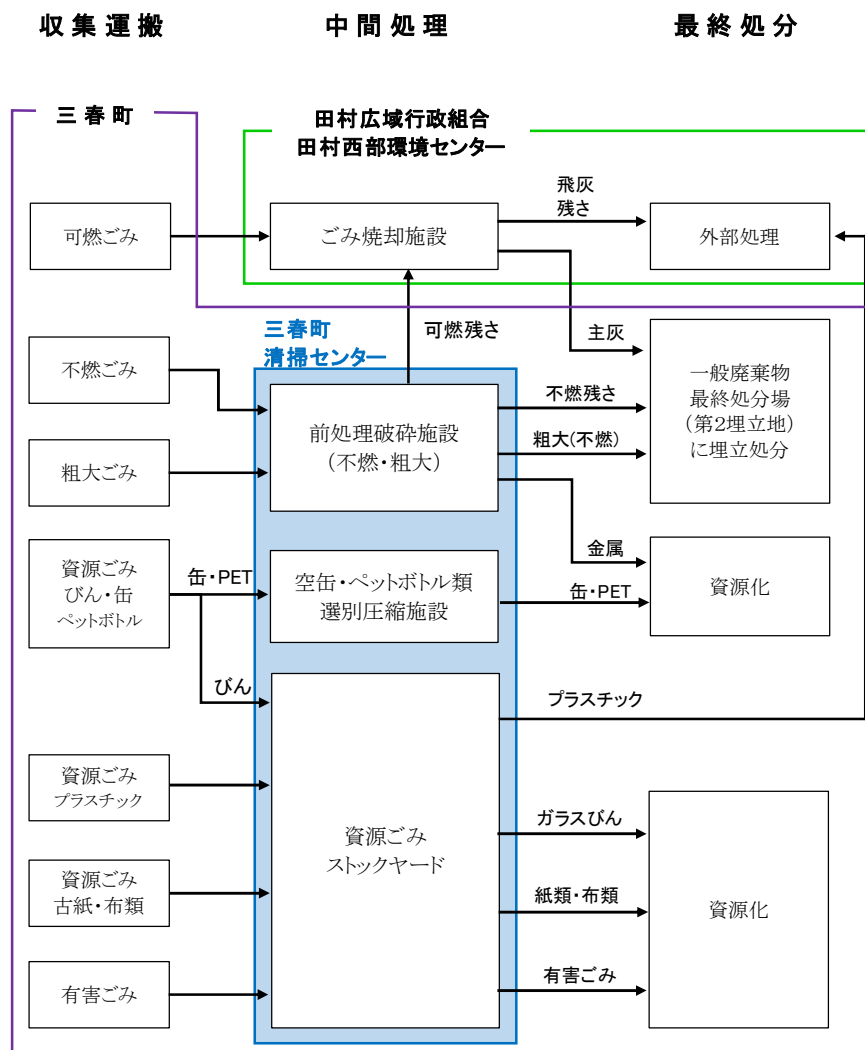


図 3-2-3-1 令和4年度までのごみ処理体系

収集運搬

中間処理

最終処分

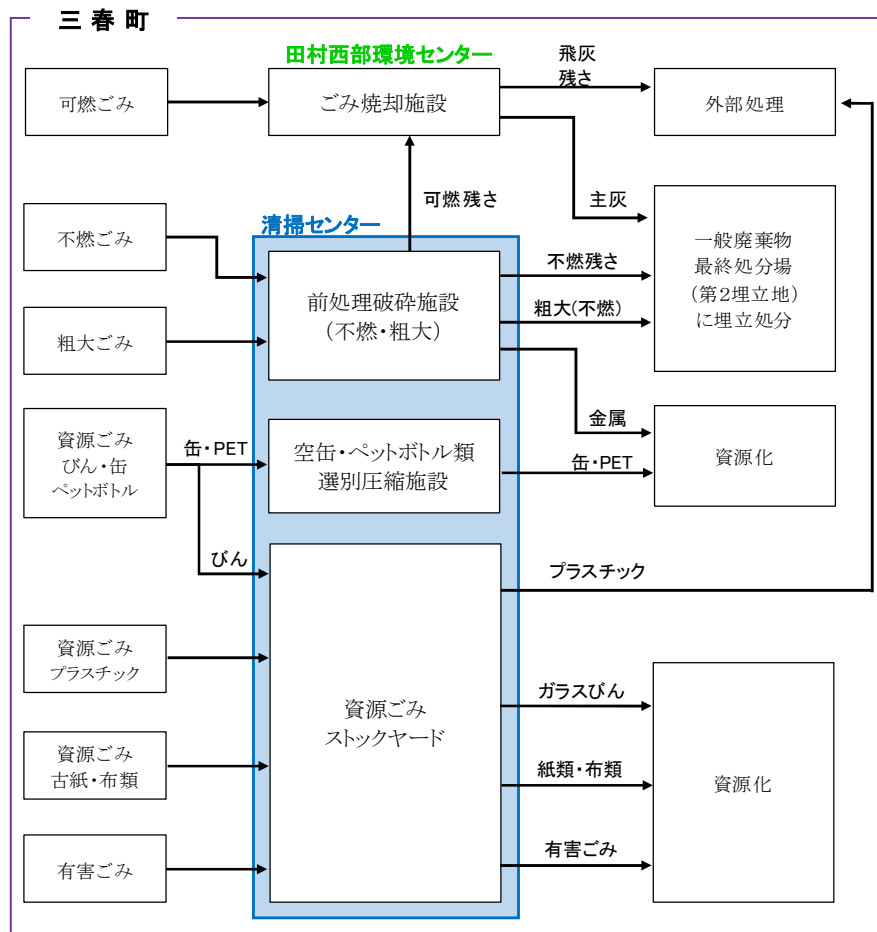






図 3-2-3-2 令和 5 年度からのごみ処理体系

3-2-4 ごみの分別区分と排出方法

1) ごみ集積所に出す場合

家庭からのごみの品目別のごみ出しの方法を以下に示します。

表 3-2-4-1 ごみの分別区分と排出方法

分別区分	具体的な内容	ごみの出し方	
燃えるごみ (可燃ごみ)	生ごみ、生活用品、資源にならないプラスチック類、その他	燃えるごみ用指定袋(有料)に入れて出す。	
燃えないごみ (不燃ごみ)	金属製品、プラスチックと金属の複合製品、陶磁器・ガラス類	燃えないごみ用指定袋(有料)に入れて出す。	
資源ごみ	プラスチック (プラ製容器)	発泡スチロール容器、ボトル類、カップ・プラスチック容器、ポリ袋類、外装フィルム類 ※  マークが目印	プラスチックごみ用指定袋(有料)に入れて出す。
	缶類	飲料用スチール缶・アルミ缶 ※   マークが目印	グレーのコンテナに出す。
	ペットボトル	飲料用ペットボトル ※  マークが目印	紺のコンテナに出す。
	びん類	①透明びん(使い捨てびん) ②茶色びん(使い捨てびん) ③その他びん(使い捨てびん) ④生きびん(ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶等)	①白のコンテナに出す。 ②茶のコンテナに出す。 ③緑のコンテナに出す。 ④黄のコンテナに出す。
	古紙類	①新聞紙・チラシ ④紙パック ②本・雑誌 ⑤雑がみ ③ダンボール	種類ごとにひもで束ねて出す。雑がみは紙袋またはダンボールに入れて、ひもで束ねて出す。
	古着類	衣類全般、下着・肌着類、靴下、タオル、毛布、シーツ等(綿や羽毛の入った衣類、ビニール製品、革製品を除く)	中身の見えるポリ袋に入れて出す。
有害ごみ	①水銀含有物(蛍光管、蛍光灯、水銀体温計等) ②火気厳禁物(ライター、スプレー缶等) ③電池類(アルカリ乾電池、マンガン電池等)	黒のコンテナに出す。	
粗大ごみ	机、ソファ、タンス、自転車、姿見、いす等 (指定ごみ袋に入らないもの)	三春町清掃センターに自己搬入(有料)。 電話予約により戸別収集(有料)。	
その他 (分別区分以外)	家電リサイクル法指定対象	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、家電販売店に引き渡す。 家電リサイクル券を購入し、三春町清掃センターに搬入。
	小型家電、パソコン	通信機器、電子機器、パソコンなど	役場窓口回収ボックスで回収
	廃食用油	ご家庭で使用した食品油	役場・岩江センターの回収ボックスで回収

その他	危険物、 処理困難物	農機具・農業用資材、建築廃材、自動車部品、 タイヤ、バイク、ドラム缶、消火器、ピアノ、 ガスボンベ、農薬・劇薬、燃料類、バッテリー、 ボタン電池、医療廃棄物など	購入店に引き取ってもらう か、専門業者に処理を依頼。
-----	---------------	---	-------------------------------

2) 三春町清掃センターに直接搬入する場合

家庭からの多量のごみ（引越しや大掃除等によるごみ）や粗大ごみは、排出者自身が三春町清掃センターに直接搬入することができます。

また、事業所からのごみについては、排出者の責任で処理することが原則であり、事業者自身が三春町清掃センターに自己搬入するか、収集運搬許可業者と契約して処理することになります。

三春町清掃センターに自己搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 3-2-4-2 ごみを直接搬入する場合の手数料等

項目	具体的内容		
搬入施設	三春町清掃センター		
所在地	三春町字沼之倉 60 番地の 1		
受付時間	月曜日～金曜日（国民の祝日、12月31日～1月3日の期間を除く） 毎月第3日曜日とその前日の土曜日 受付時間：午前9時～午後4時		
処理料金	家庭系一般廃棄物 （日常生活から生ずる一般廃棄物）	10kgにつき 50 円	
		特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定める特定家庭用機器	1 個につき 1,300 円
	事業系一般廃棄物 （事業活動に伴って生じた一般廃棄物）及び町が処理できる産業廃棄物	10kgにつき 150 円	
		処理困難物	スプリングマット

3) 田村西部環境センターに直接搬入する場合

田村西部環境センターについては、家庭からのごみの受入れはできません。

事業所からのごみに限り受入れすることができ、搬入方法については、上記施設の清掃センターと同様となります。

事業所が田村西部環境センターに自己搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 3-2-4-3 ごみを直接搬入する場合の手数料等

項目	具体的内容		
搬入施設	田村西部環境センター		
所在地	福島県田村郡三春町大字富沢字細内 1 番地		
受付時間	月曜日～金曜日（国民の祝日、12月31日～1月3日の期間を除く） 受付時間：午前9時～午後4時		
処理料金	家庭系一般廃棄物：搬入できません 事業系一般廃棄物：10kgにつき 150 円		

3-2-5 ごみ排出量

1) ごみ総排出量

本町における平成 21 年度以降のごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）は、東日本大震災の影響により平成 23・24 年度に大幅に増加しました。

その後、震災前の水準まで推移し、以後横ばいの状況が続いています。

令和 3 年度におけるごみ総排出量は 6,039t で、人口の減少により、平成 21 年度と比較すると約 0.8%の減少となっていますが、町民 1 人 1 日当たりごみ排出量は 990g/人・日で、平成 21 年度と比較して約 13.4%増加しています。

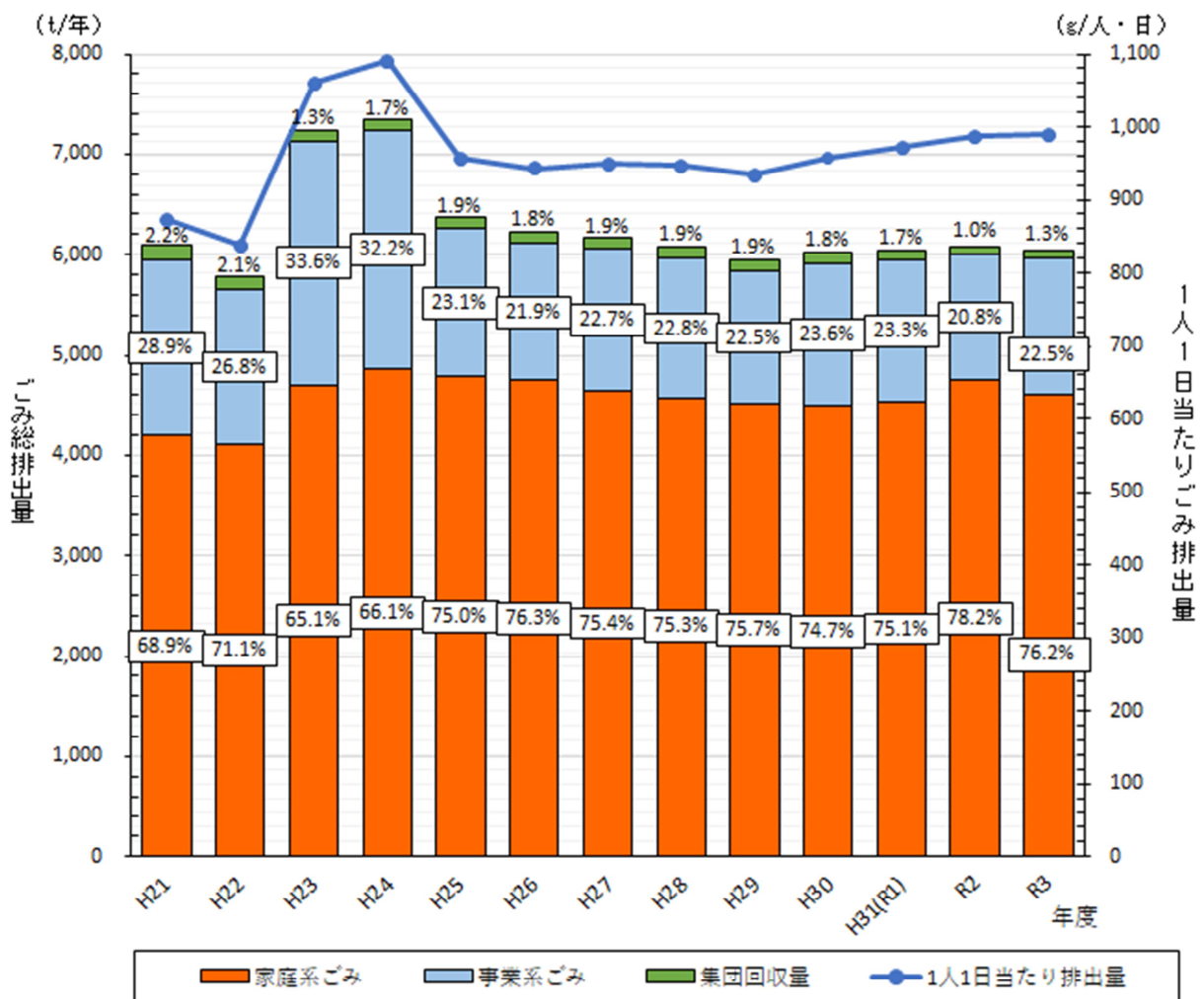


図 3-2-5-1 ごみ総排出量の推移

2) 家庭系ごみ

本町における、平成 21 年度以降の家庭から排出される「家庭系ごみ」の排出量は、東日本大震災の影響により、平成 23・24 年度に大幅に増加しました。

平成 25 年度以降は、家庭系ごみ排出量は減少傾向にあります。震災前の水準までには至っていません。

令和 3 年度における家庭系ごみ排出量は 4,603t で、平成 21 年度と比較して、約 9.6%増加しました。

また、町民 1 人 1 日当たりごみ排出量は 755g/人・日で、平成 21 年度と比較して、約 25.4%増加しました。

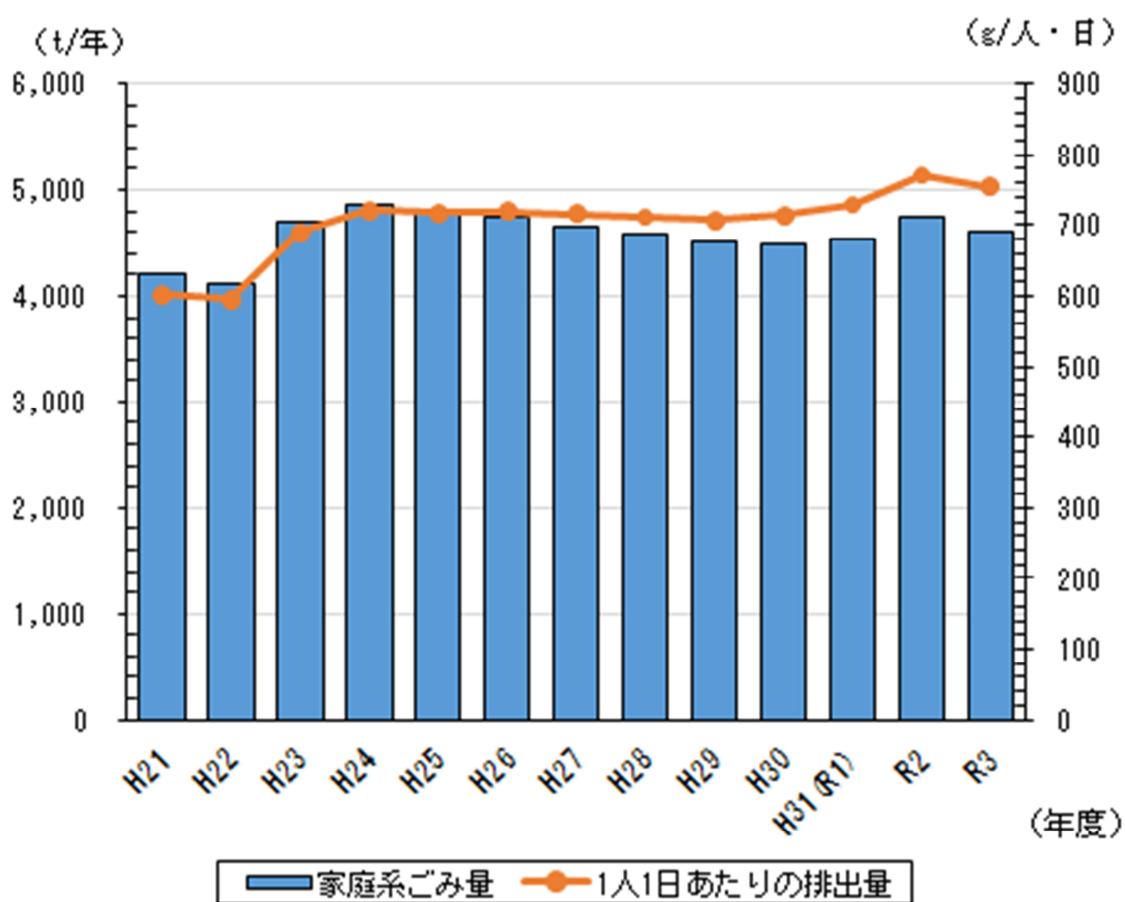


図 3-2-5-2 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ (t)					
	直営	委託	許可	直接搬入	合計
可燃ごみ	0	2,744	0	172	2,916
不燃ごみ	0	87	0	97	184
資源ごみ	0	1,217	0	67	1,284
その他のごみ	12	0	0	3	15
粗大ごみ	7	0	0	197	204
合計	19	4,048	0	536	4,603

※「直営」は町の直営回収、「委託」は集積所の定期ごみ収集、「許可」は許可事業者による田村西部環境センターへの搬入、「直接搬入」は三春町清掃センターへの搬入。

※「資源ごみ」はプラスチックごみを含む。

※「その他のごみ」は不法投棄やクリーンアップ作戦などで回収したごみ。

表 3-2-5-1 家庭系ごみ搬出量の内訳（令和3年度）

令和3年度の家庭系ごみの内訳をみると、可燃ごみが63.3%で最も多く、全体の約6割を占めています。次いで資源ごみが27.9%、粗大ごみが4.4%、不燃ごみが4.0%、その他のごみが0.3%となっています。

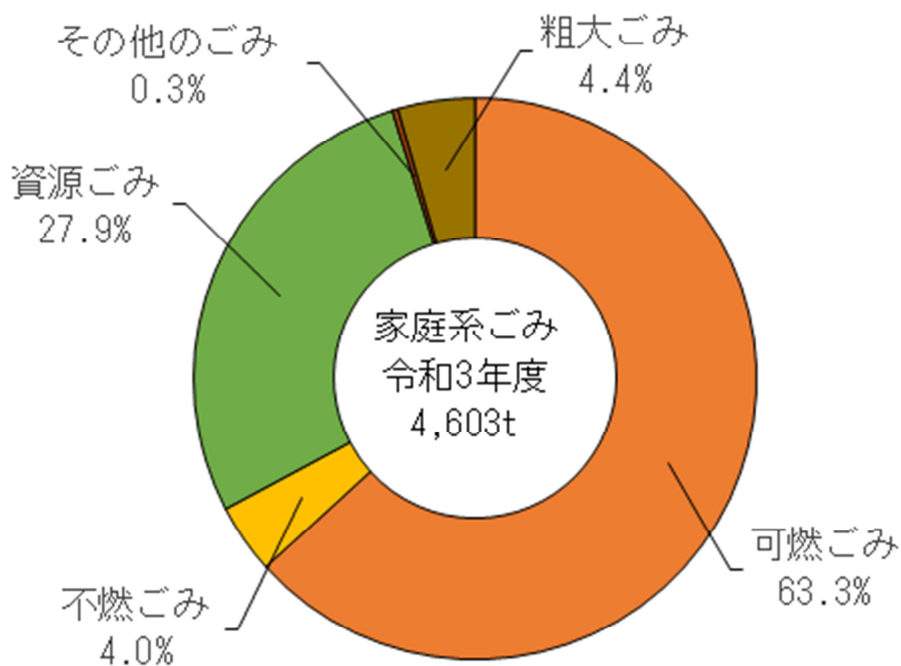


図 3-2-5-3 家庭系ごみの内訳（令和3年度）

3) 事業系ごみ

町内の事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量は、東日本大震災の影響で、平成23・24年度で大きく増加しました。平成25年度以降は減少傾向にあるものの、ほぼ横ばいが続いております。

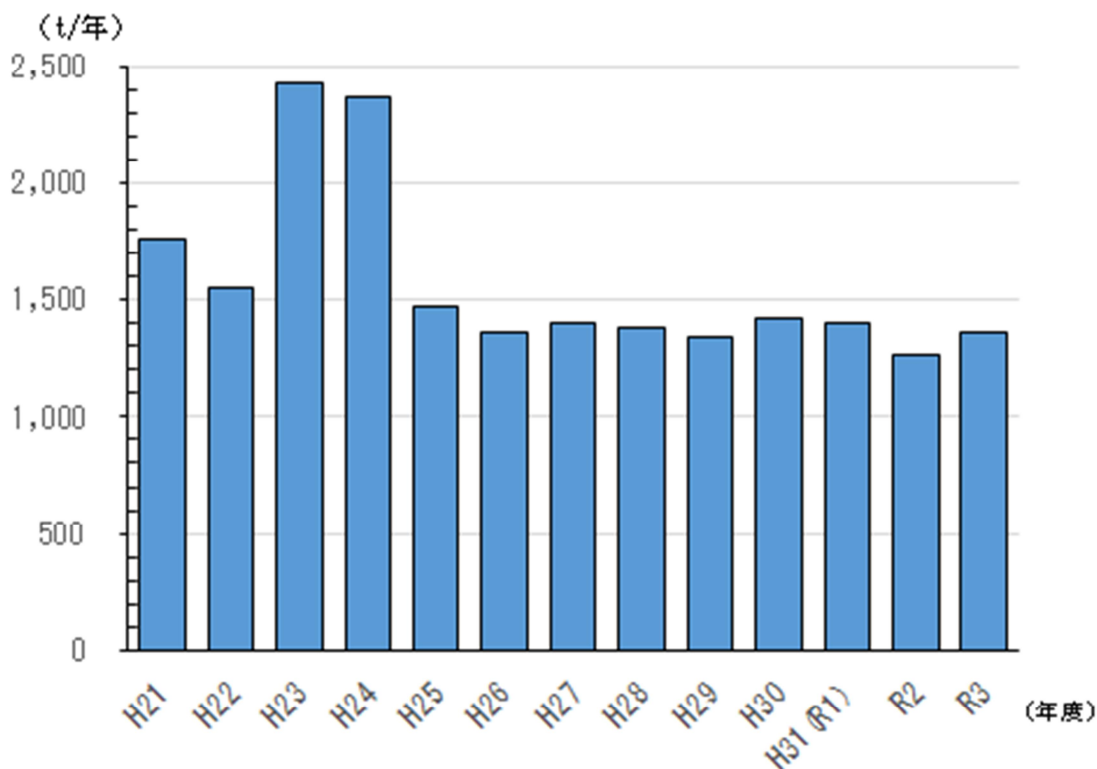


図 3-2-5-4 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ (t)					
	直営	委託	許可	直接搬入	合計
可燃ごみ	0	0	1,016	181	1,197
不燃ごみ	0	0	0	110	110
資源ごみ	0	0	0	29	29
その他のごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	23	23
合計	0	0	1,016	343	1,359

※「直営」は町の直営回収、「委託」は集積所の定期ごみ収集、「許可」は許可事業者による田村西部環境センターへの搬入、「直接搬入」は三春町清掃センターへの搬入。

※「資源ごみ」はプラスチックごみを含む。

※「その他のごみ」は災害ごみなど。

表 3-2-5-2 事業系ごみ搬出量の内訳 (令和3年度)

令和3年度の事業系ごみの内訳をみると、可燃ごみが88.1%で全体の約9割を占めています。このほか、不燃ごみが8.1%、資源ごみが2.1%、粗大ごみ1.7%となっています。

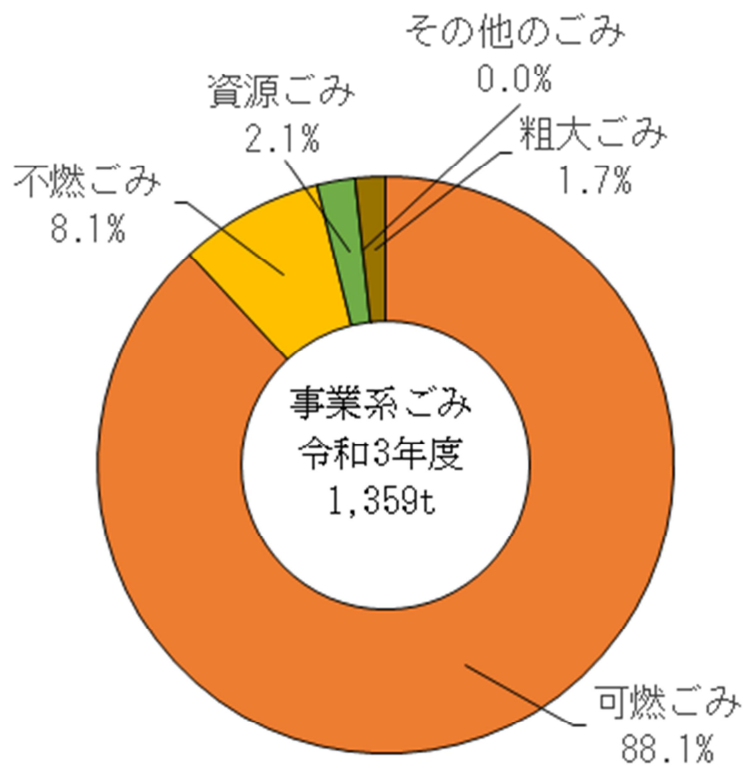


図 3-2-5-5 事業系ごみの内訳 (令和3年度)

3-2-6 ごみの処理・処分

1) 焼却処理

三春町の可燃ごみは、田村西部環境センターで焼却処理されています。
 東日本大震災の影響により、平成 23・24 年度にかけて処理量が増加しました。
 平成 25 年度以降は横ばいが続いておりますが、令和 3 年度の焼却処理量は 4,276t となっています。

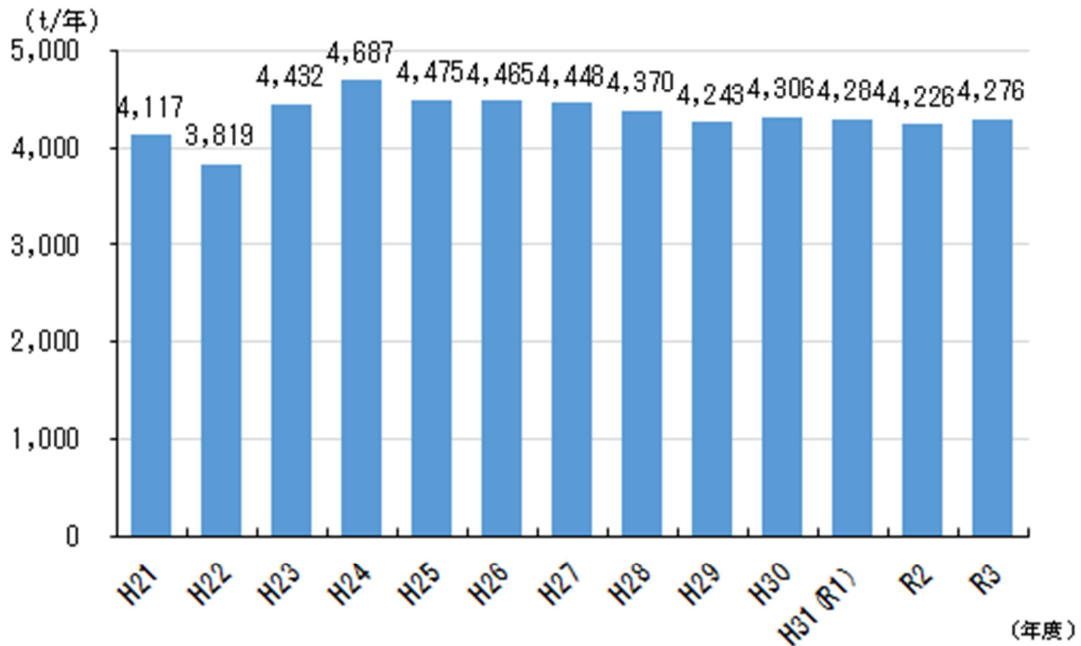


図 3-2-6-1 ごみの焼却処理量の推移

令和 3 年度に田村西部環境センターで焼却処理されたごみの種類組成は、下図のとおりです（田村市の可燃ごみを含む）。紙、布類が 47.50%と最も多く、次いでプラスチック・ゴム・皮革類が 23.13%、ちゅう介類が 14.30%となっています。

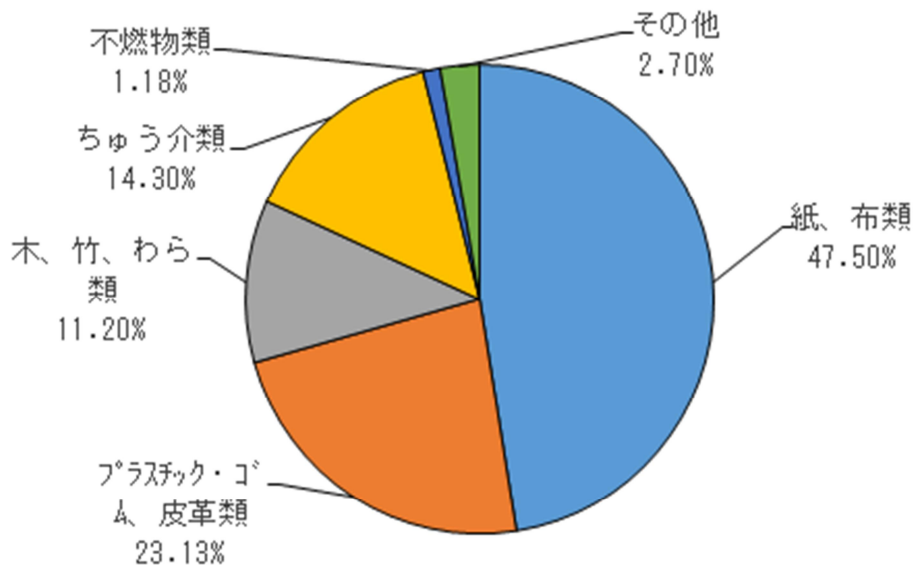


図 3-2-6-2 可燃ごみのごみ質 種類組成（田村西部環境センター）

令和3年度に田村西部環境センターで焼却処理されたごみの三成分は、下図のとおりです（田村市の可燃ごみを含む）。ごみのうち4割が水分であることがわかります。

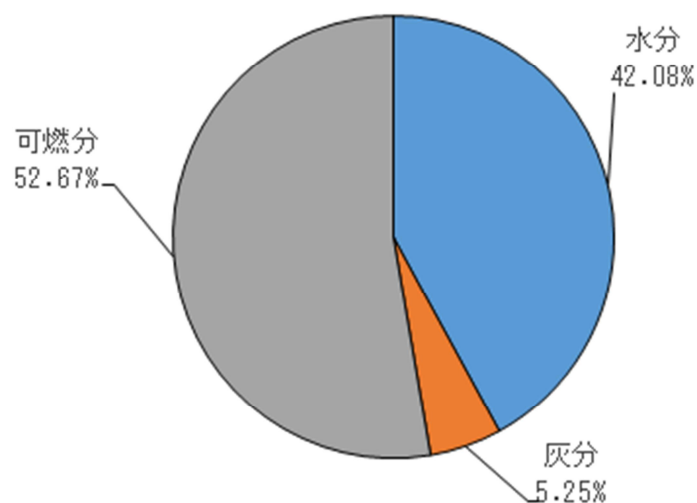


図 3-2-6-3 可燃ごみのごみ質 三成分（田村西部環境センター）

2) 最終処分

不燃物をはじめとする資源化できない処理残渣は、三春町一般廃棄物最終処分場（第2埋立地）で埋立処分しています。

最終処分場での令和3年度の最終処分量（重量ベース）は525 tで、令和3年度から田村西部環境センターの焼却処理により発生した主灰を最終処分場に埋立しているために、例年と比べ大きく増加した結果になりました。

なお、平成23・24年度に最終処分量が大きく増加したのは、東日本大震災により発生した災害ごみの受入等（建物土壁、ガラス類含む）によるものです。

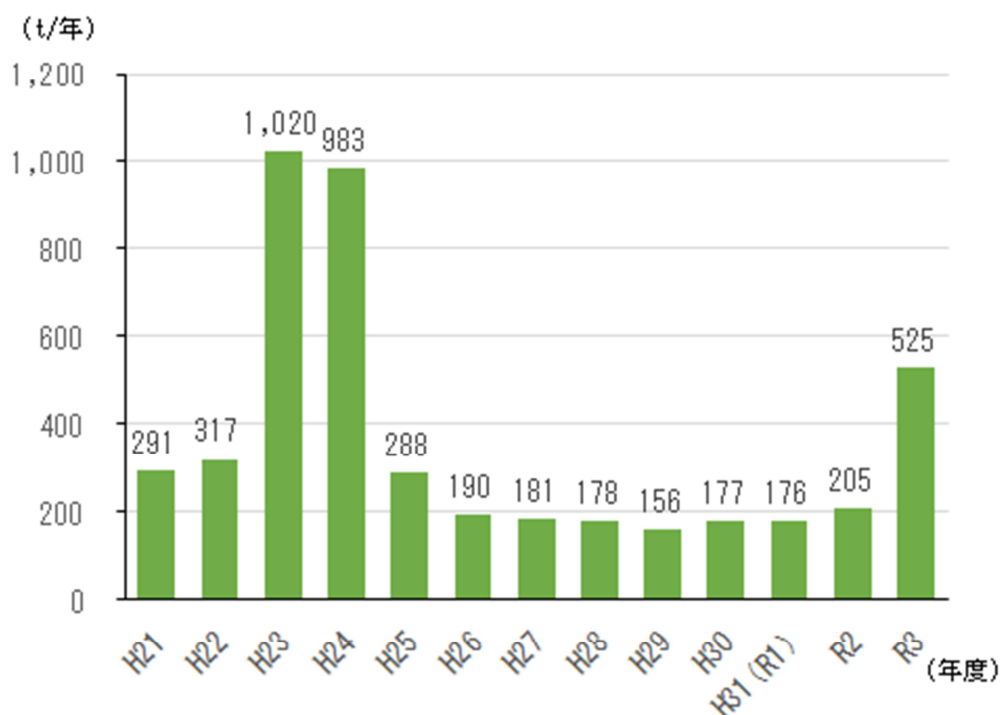


図 3-2-6-4 ごみの最終処分量の推移

3) 資源化処理

資源ごみや資源化可能な処理残渣は、民間業者等で再資源化されています。

令和3度における、資源化された金属、古紙類、びん類、繊維類、ペットボトル、プラスチックの量は1,010 tでした。

資源化量は、ごみの総排出量に合わせて増減することから、東日本大震災後、平成23,24年度には資源化量も増加しました。平成24年度をピークに減少傾向ではありますが、令和3年度は前年度を下回るも例年よりは増加しております。

資源化量の内訳をみると、令和3年度において最も多いものは古紙類(449 t)、次いで金属類(195 t)、プラスチック(160 t)、びん類(125 t)、ペットボトル(54 t)、繊維類(27 t)となっています。

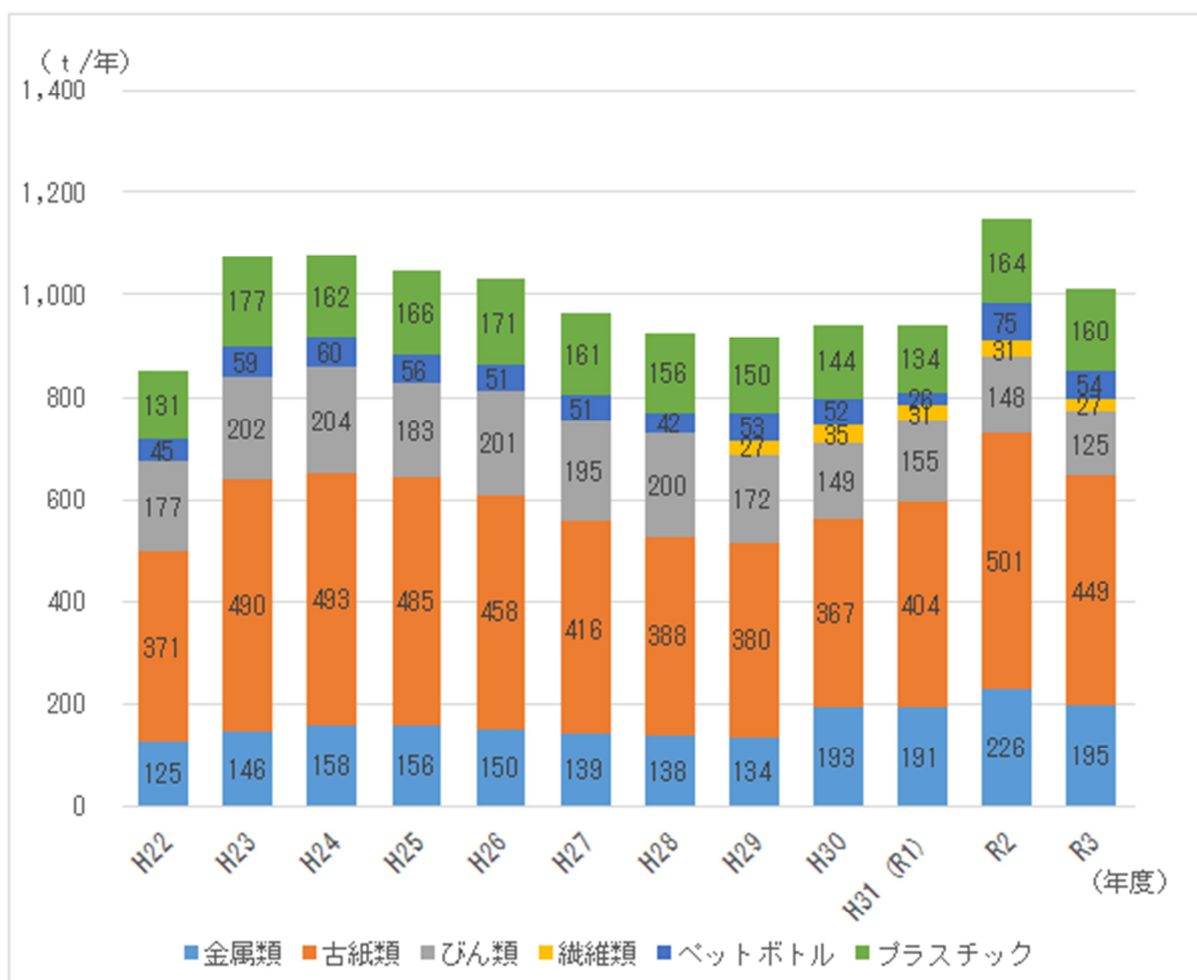
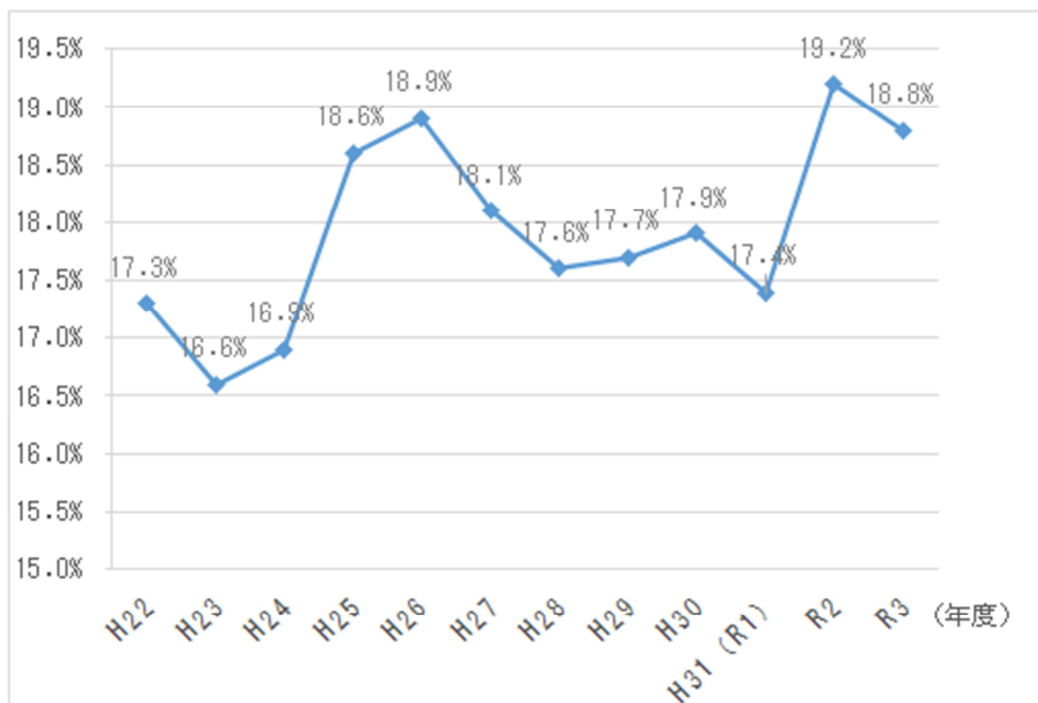


図 3-2-6-5 資源化量の推移

下記の計算方法により算出した令和3年度のリサイクル率は18.8%でした。
 令和2年度のリサイクル率19.2%に対して、令和3年度は18.8%と昨年度を下回りました。



※リサイクル率=(資源化処理量+廃乾電池等処理量+プラスチック溶融燃原料+資源回収団体資源回収量+小型家電回収量+廃食油回収量)÷(町ごみ発生量+資源回収団体資源回収量)×100%

※田村西部環境センターでの灰溶融によるスラグは含まない。

図 3-2-6-6 リサイクル率の推移

また、住民団体等による資源回収団体に対し、助成金の交付を行っています。
 助成制度の内容は「売却した有価物及びビン (kg 換算) に対して、1kg につき 3 円」となっており、本町における過去 6 年間の実績は、表 3-6-2-1 に示すとおりです。
 新型コロナウイルス等の影響により、ここ 3 年間は回収量が大きく減少しています。

表 3-6-2-1 資源物集団回収の実績

年度	古紙類	金属類	びん類	繊維類	合計	報償金額
H28	110,055	3,686	2,804	1,299	117,844	353,532
H29	98,529	3,442	2,226	160	104,357	313,071
H30	99,196	3,811	2,613	181	105,801	317,403
H31 (R1)	94,070	3,146	2,586	173	99,975	299,925
R2	56,394	3,178	2,483	62	62,117	186,351
R3	74,314	2,583	1,264	138	78,299	234,897

4) ごみ処理事業に要する経費

本町のごみ処理の経費は、町民のみなさまからの税負担等で賄っていますが、令和3年度のごみ処理に要した費用は、約2億6千万円となり、一般会計予算約88億円のうち約2.9%を占めています。

令和3年度の歳出から歳入を引いた「ごみ処理経費」は約2億4千万円、ごみ1tあたりの処理費用は約40,200円、町民1人当たりの処理費用は約14,300円でした。

ごみ処理に要した費用の内訳としては、田村広域行政組合の構成市町分担金約1億2,600万円と最も大きく、次いでごみ収集や清掃センター運営等の業務委託料等が約1億2,200万円、需用費等約1,000万円となっています。

表 3-2-6-2 令和3年度のごみ処理経費

【歳入】

内 容	金 額
家庭系ごみ袋販売収入	5,890,725 円
粗大ごみ処理料金	253,500 円
家庭系ごみ直接搬入料金	2,664,100 円
事業系ごみ直接搬入料金	4,138,200 円
資源ごみ売却料金	4,903,326 円
ペットボトル売却料金	1,788,297 円
家電リサイクル料金	243,100 円
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	4,000 円
使用済廃食用油売却金	3,600 円
合 計	19,888,848 円

【歳出】

内 容	金 額
清掃一般事務費 (人件費、田村広域行政組合償還金、 R3 福島県沖地震関連工事費等を除く)	117,364,135 円
清掃センター運営管理費	142,274,256 円
合 計	259,638,391 円

【ごみ処理経費】

項 目	金 額
処理経費 (歳出－歳入)	239,749,543 円
ごみ1トンあたりの処理単価	40,223 円／t
町民1人あたりの処理単価	14,319 円／人

※令和3年度ごみ発生総量：5,960,440kg

※人口 (令和4年3月31日現在)：16,743人

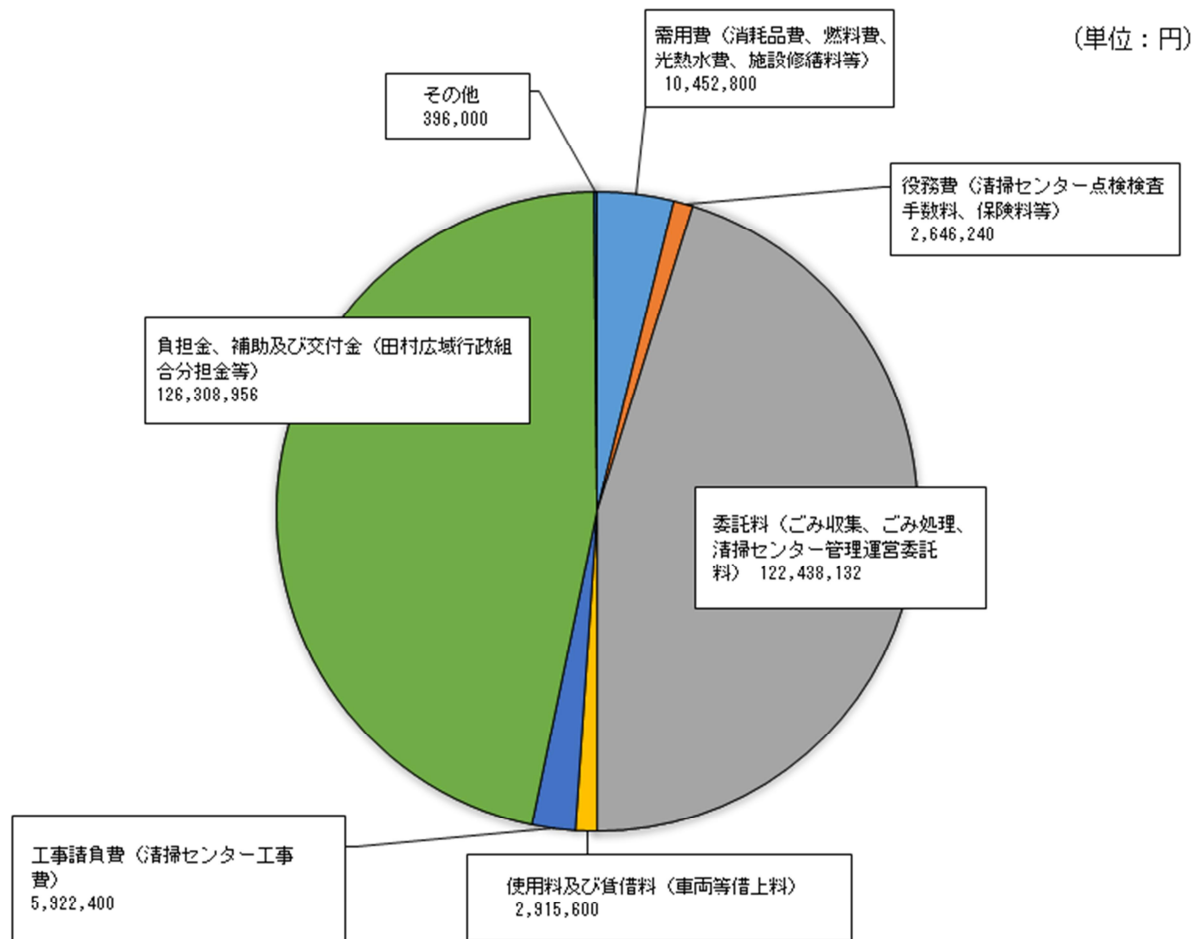


図 3-2-6-7 ごみ処理経費の内訳

3-2-7 ごみ処理施設の状況

町内で排出された家庭系ごみ・事業系ごみは、可燃ごみは田村広域行政組合の田村西部環境センターへ、それ以外のごみは三春町清掃センターに搬入されて、適切に処理・処分しています。

ごみ処理施設の概要を以下に示します。

1) ごみ処理施設の概要

町内で排出されたごみを処理・処分している施設等の概要を以下に示します。

ごみ処理施設は、田村広域行政組合のものと町のものがあります。

なお、令和5年度からは、田村西部環境センターの事業主体は町となります。

表 3-2-7-1 田村西部環境センターの概要 [田村広域行政組合→町]

項 目		具体的な内容
施設名		田村西部環境センター
事業主体		田村広域行政組合（R5年度からは三春町）
所在地		福島県田村郡三春町大字富沢字細内1番地
焼却施設	処理対象廃棄物	可燃ごみ、その他、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
	処理方式	ストーカ式（可動）
	炉型式	全連続運転
	処理能力	40 t/日（24時間稼働）
	炉数	1 炉
	供用開始年度	2006 年度（平成 18 年度）
	余熱利用の状況	場内温水、場内蒸気、場外温水
	灰処理	①焼却灰：熔融処理 ②飛灰：薬剤処理、熔融処理 ※熔融処理については、R3.2 から休止中
熔融施設	処理対象廃棄物	ごみ処理残渣（焼却灰等）
	処理方式	呼称「エコバーナー」
	炉型式	全連続運転
	処理能力	6.4 t/日（24時間稼働）
	炉数	1 炉
	供用開始年度	2006 年度（平成 18 年度）※R3.2 から休止中
フラフ製造設備 （燃料化）	処理対象廃棄物	プラスチック類
	処理内容	燃料化（フラフ：廃プラスチックを破砕して細片化した燃料）
	処理能力	6.4 t/日（16時間稼働：0.4 t/時間）
	供用開始年度	2006 年度（平成 18 年度）※R3.2 から休止中

表 3-2-7-2 三春町清掃センターの概要 [三春町]

項 目	具体的な内容	
施設名	三春町清掃センター	
事業主体	三春町	
所在地	福島県田村郡三春町字沼之倉 60-1	
前処理破碎施設	処理対象廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ
	処理内容	選別、破碎
	処理能力	4.9 t / 日
	供用開始年度	1998 年度（平成 10 年度）
空缶類選別圧縮施設	処理対象廃棄物	缶
	処理内容	選別、圧縮、梱包
	処理能力	7.5 t / 日
	供用開始年度	1997 年度（平成 9 年度）
資源ごみストックヤード	保管対象廃棄物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類
	処理内容	選別、圧縮、梱包
	処理能力	10 t / 日
	屋内面積	260 m ²
	屋外面積	3,900 m ²
	供用開始年度	1995 年度（平成 7 年度）

表 3-2-7-3 三春町一般廃棄物最終処分場（第 2 埋立地）の概要 [三春町]

項 目	具体的な内容	
施設名	三春町一般廃棄物最終処分場（第 2 埋立地）	
事業主体	三春町	
所在地	福島県田村郡三春町字沼之倉 60-1	
一般廃棄物最終処分場	処理対象廃棄物	破碎ごみ・処理残渣・焼却灰
	埋立場所	山間
	埋立開始年度	1998 年度（平成 10 年度）
	埋立終了年度	2031 年（令和 13 年）頃を予定 （令和 3 年度末現在の残余容量 6,437 m ³ 、年間埋立量 961 m ³ /年）
	埋立地面積	7,000 m ²
	全体容積	30,000 m ³
	遮水の方式	底部遮水工
	浸出水の処理	凝集沈殿、生物処理（脱窒なし）、砂ろ過、消毒
	構造	準好気性埋立構造
	メタン回収	無し
	備考	産業廃棄物の搬入無し

2) ごみ処理施設に係る問題点

① 田村西部環境センター

令和5年4月から田村西部環境センターは、立地町である三春町に帰属し、三春町がごみ処理施設の処理主体となります。

1市2町（田村市・小野町・三春町）の協議の結果、令和5年度から数年間は、これまでどおりごみ焼却を行うこととなりました。

しかし、施設の老朽化や今後のごみ処理体制については大きな課題となるため、1市2町で引き続き協議を行っていきます。

② 三春町清掃センター

前処理破砕施設、空缶類選別圧縮施設、資源ごみストックヤードのいずれも、供用開始から20年以上が経過し、経年劣化による修繕が必要な状況です。

特に、前処理破砕施設では破砕機の摩耗が顕著となっているため、計画を立てて修繕を行う必要があります。

修繕にあたっては、多額の費用がかかるため、町の公共施設長期修繕計画に位置づけたうえで、業務に支障が生じないように行う必要があります。

③ 三春町一般廃棄物最終処分場（第2埋立地）

最終処分場は供用開始から20年以上経過していますが、リサイクルの推進や不燃物の破砕処理によって、埋立量を減らすことができました。

しかし、田村西部環境センターで発生する主灰を令和3年度から埋立を行っているため、埋立終了時期まで残り約10年程度であると予測されます。

次期最終処分場を計画するうえでも、現在の第2埋立地の詳細な測量により、正確な残容量を把握する必要があります。

なお、水処理施設については、供用開始から20年以上経過しており、修繕が必要な箇所が発生しているため、町の公共施設長期修繕計画に位置づけて、計画的に修繕を行う必要があります。

3-2-8 ごみ処理の課題

【課題1】ごみ焼却施設の検討

現在、町の可燃ごみを焼却している田村西部環境センターは、令和5年4月から処理主体が田村広域行政組合から三春町に変更になります。

今後のごみ焼却については、令和5年度から数年間は、これまでどおり田村地方1市2町（田村市・小野町・三春町）で連携し行うこととなります。

将来に向けた新たな処理方法や体制については、引き続き1市2町で協議を進めていきます。

【課題2】家庭系ごみの減量

町内で排出されるごみの多くが家庭系ごみであることから、ごみの減量化のためには、家庭系ごみの減量に努めることが必要です。

家庭系ごみの約6割が可燃ごみであることを踏まえ、ごみの減量に効果が大きいと考えられる、「紙類などの資源ごみの分別徹底」と「食品ロスによる生ごみの削減」に向けて、重点的に取り組みが必要です。

また、ごみの分別を分かりやすく発信することも重要であると考えます。

【課題3】事業系ごみの減量

町内の事業所から排出される事業系ごみの排出量は、平成25年度以降減少傾向にあるものの、ほぼ横ばいが続いています。

事業系ごみは、総ごみ排出量の2割を占めており、そのうち可燃ごみが約9割を占めていることから、可燃ごみの減量化に向けて対策を強化することが必要です。

業種や事業所の形態により排出状況が異なることが特徴であるため、排出実態を正しく把握し、適切な減量施策を行うことも併せて必要です。

この他、以下の事項について取り組みが必要です。

- ①処理手数料は、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮します。
- ②十分に分別されていない状態で搬入された場合には、業者に対して指導していきます。
- ③事業系の資源ごみのリサイクル推進に向けて、事業者や関係団体などと連携・協力しながら取り組みます。

【課題4】最終処分量の削減

町では、粗大ごみや不燃ごみを清掃センターの前処理破碎施設で破碎・選別処理し、可燃物は田村西部環境センターで焼却、金属類は資源化することで、最終処分量の削減に取り組んでいます。

資源ごみの分別を推進してきたことにより、最終処分量が当初の計画よりも大きく削減されましたが、埋立期間は令和13年度頃まで可能と考えています。

しかし、今後、災害等によってごみ量が激増することで、埋立量も大きく増えることが考えられるため、現在の埋立残容量について調査、把握を行うとともに、新たな最終処分場の整備・確保の検討を行っていきます。

【課題5】ごみ処理経費の削減

本町は自前の清掃センターや最終処分場を保有し、町単独で運営を行っていることもあり、同規模の自治体と比較してごみ処理経費が大きなものとなっています。

今後、将来的な人口減少、少子高齢化に伴う15～64歳の生産年齢人口の減少が予測され、税収等が減少することから、これまで以上に効率的なごみ処理事業を推進することで、ごみ処理経費の削減に努めることが必要です。

このため、処理経費削減に向けたごみの減量化の一層の推進に努めるとともに、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方についての検討が必要です。

【課題6】ごみ分別の徹底とリサイクルの推進

近年、本町の資源化量及びリサイクル率が減少傾向にありました。これはスマートフォン等の普及によって新聞や雑誌の販売部数が減少し、古紙の減少に繋がったこと、容器包装がびん・缶からペットボトルやプラスチック製容器包装に変化したことによる影響などが考えられます。

令和3年度は、例年と比較して資源化量及びリサイクル率は共に増加していますが、今後も継続的に維持・増加できるかは不透明な状況です。

これまで行ってきた古紙類の分別に併せ、小型家電や廃食油のリサイクルの推進と、硬質プラスチックのリサイクルに向けた体制構築を行い、ごみの減量化に向けた取り組みを行う必要があります。

また、ごみの分別を正しく行えるよう、ごみ分別ガイドの見直しや、町公式LINE等による情報発信にも力を注力することも必要です。

【課題7】ごみ収集運搬体制の検討

本町におけるごみの収集運搬は、各行政区が地区内にごみ集積所を設け、受託業者が収集運搬を行うステーション方式を採用していますが、高齢者の単身世帯等のごみ出し困難者について、福祉的な観点からも対策が必要です。町企画政策課や保健福祉課と連携を図り、地元等の協力による戸別収集の仕組みを構築し、段階的に事業を展開していきます。

3-3 ごみ処理基本方針

3-3-1 基本理念と基本方針

本町の豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を将来の世代に引き継いで行くためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努めることが必要です。

町では、ごみ処理において、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、指定ごみ袋の導入や分別収集の細分化、徹底等により、ごみの減量化と資源化の推進に取り組んできました。

しかし、本町を取り巻く社会情勢をみると、すでに問題化している人口減少や高齢化の進行、さらに高齢者のみの世帯の増加などが予測されます。このため、これまで以上に効果的かつ効率的にごみの減量化・資源化を推進していくことが必要です。

また、ごみの減量化・資源化のためには、町だけでなく町民、事業者もそれぞれの役割を果たし、町一体となって、ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）の3Rに取り組む必要があります。

今回作成した「一般廃棄物処理基本計画」では、これらのことを踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、今後ごみの減量化・資源化の推進に努めることにより、適正なごみ処理事業を継続していくことを目指します。

【 基本理念 】

ごみの減量化・資源化のさらなる取組みにより、第7次三春町長期計画の町の将来像を目指します。

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

【基本理念の実現を目指すための基本方針】

①ごみの減量化と資源化の推進

- 適正なごみ処理事業の継続のため、町民・事業者・町の連携・協力を基調とする施策の展開により、ごみの排出抑制や分別徹底を推進し、ごみの減量化を図ります。
- 3R [リデュース・リユース・リサイクル]を基本とする施策の展開により、資源化量の増加と資源の有効活用を図ります。併せて、資源ごみの効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

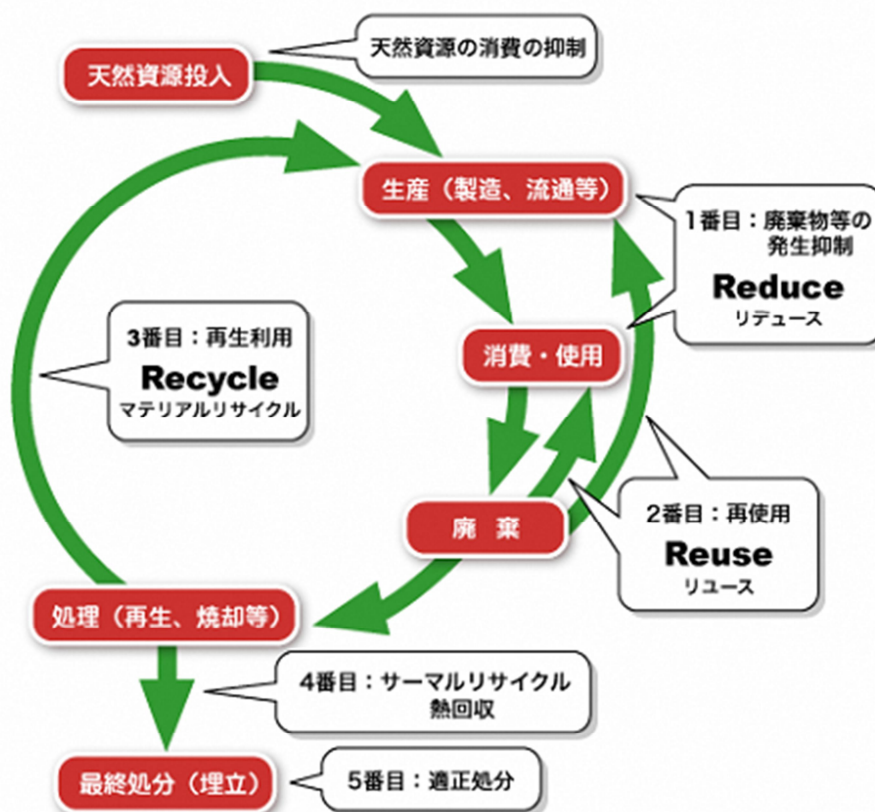
②適正なごみ処理事業の推進

- 安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、町の豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を守ります。
- 経済性を考慮した効果的・効率的なごみ処理事業の推進により、ごみ処理経費の節減に努め、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に柔軟に対応します。

■参考資料 循環型社会の姿

本計画では、「循環型社会形成推進基本法」に定める『3 R原則』に基づき、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを基本として、ごみ処理を行うものとします。

3 R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進する（リサイクル）ことで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。



1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

資料：環境省資料

3-3-2 ごみの排出量の予測

1) 将来人口の予測

三春町人口ビジョンの目標値を参考にして算出した、本町の将来人口の推計は下図のとおりです。人口移動の抑制や出生率上昇などの施策の効果が最も現れた場合の推計値となります。

これによれば、本計画の最終年度にあたる令和17年度では、15,000人程度の人口になると推計されます。

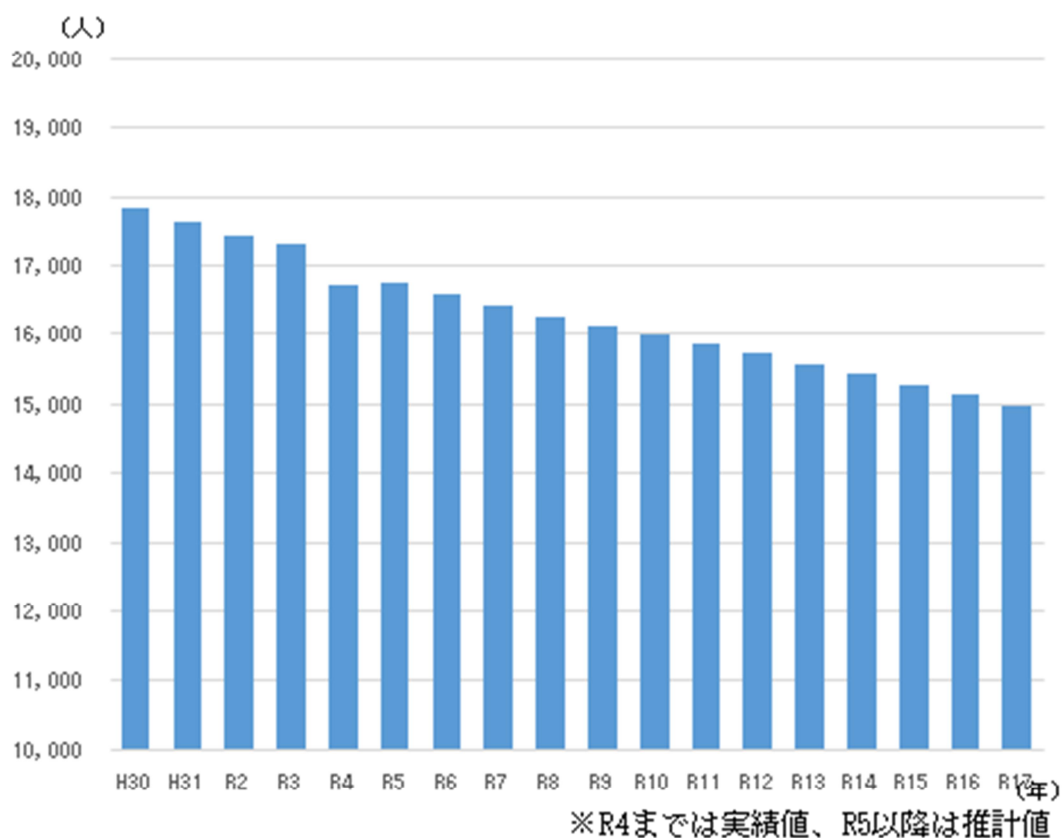


図 3-3-2-1 将来人口の推計

なお、三春町人口ビジョンの目標値における、年齢3区分別（年少人口、生産年齢人口、老年人口）の人口比率の予測では、本計画期間中においては生産年齢人口の比率の減少及び老年人口の比率の増加が続くことから、町内の事業活動量も減少を続けることが予測されます。

2) ごみ排出量の将来の見込み

令和3年度のごみ排出量の実績をもとに、図3-3-2-1の将来人口の推計値を使ってごみ排出量を予測すると、人口の減少に応じてごみ排出量も減少していくと見込まれます。令和17年度にはごみの総排出量の見込みが5,231tであり、令和3年度実績と比較すると約13.3%の減少が見込まれます。

表3-3-2-1 ごみ排出量の予測(内訳)

年度	人口(人)	可燃ごみ(t)	不燃ごみ(t)	資源ごみ(t)	その他(t)	粗大ごみ(t)	総排出量(t)
平成30年度	17,823	4,221	262	1,377	14	144	6,018
平成31年度	17,613	4,145	304	1,393	16	184	6,042
令和2年度	17,435	4,054	314	1,448	9	246	6,071
令和3年度	17,281	4,113	294	1,390	15	227	6,039
令和4年度	16,931	4,030	288	1,362	15	222	5,917
令和5年度	16,753	3,987	285	1,348	15	220	5,854
令和6年度	16,573	3,944	282	1,333	14	218	5,792
令和7年度	16,393	3,902	279	1,319	14	215	5,729
令和8年度	16,253	3,868	277	1,307	14	213	5,680
令和9年度	16,116	3,836	274	1,296	14	212	5,632
令和10年度	15,977	3,803	272	1,285	14	210	5,583
令和11年度	15,838	3,770	269	1,274	14	208	5,535
令和12年度	15,701	3,737	267	1,263	14	206	5,487
令和13年度	15,552	3,701	265	1,251	13	204	5,435
令和14年度	15,406	3,667	262	1,239	13	202	5,384
令和15年度	15,260	3,632	260	1,227	13	200	5,333
令和16年度	15,114	3,597	257	1,216	13	199	5,282
令和17年度	14,969	3,563	255	1,204	13	197	5,231

※令和3年度までは実績値、令和4年度以降は推計値

※ごみ量には事業系ごみ及び集団回収量を含む

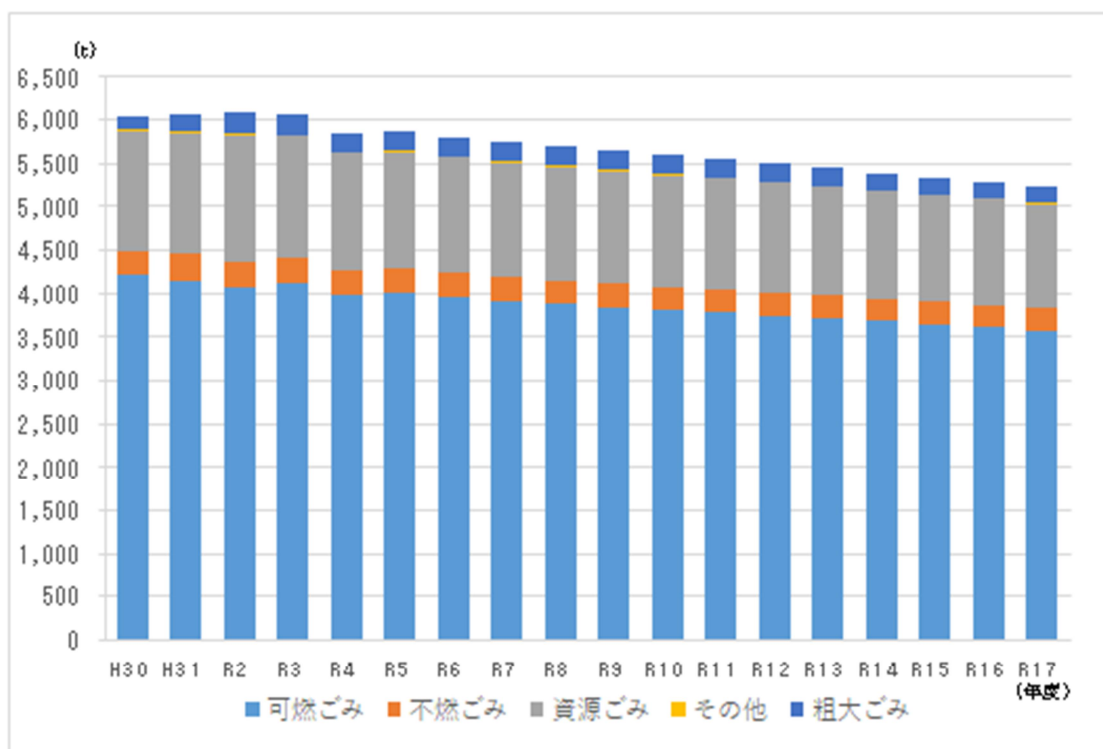


図3-3-2-2 ごみ総排出量の予測

3-3-3 目標の設定

1) ごみ減量に係る目標

本計画でのごみ減量に係る目標は「ごみ総排出量」を対象とします。

本町のごみ総排出量は、東日本大震災に伴う廃棄物の発生により、平成 23・24 年度に大きく増加しましたが、その後は概ね震災前の水準まで減少していると言えます。

先述の「3-3-2 ごみの排出量の予測」によれば、人口減少に伴い、現状のごみ減量対策のままでもごみ総排出量は毎年約 1% ずつ減少すると予測されました。

本計画では、ごみ減量のための各種取り組みを推進することにより、現状推移時よりもさらにごみ総排出量を減量させることを目指します。

表 3-3-3-1 ごみ減量に係る目標

項目	目標年度	数値目標	備考
ごみ総排出量	中間目標年度 (令和 9 年度)	令和 3 年度より 10% 以上減量 (毎年 1.5% 程度減量) ごみ排出量 923g/人・日以下	国、県の数値目標を参考に設定
	計画目標年度 (令和 17 年度)	令和 3 年度より 25% 以上減量 (毎年 1.5% 程度減量) ごみ排出量 833g/人・日以下	

※ごみ総排出量 = 生活系ごみ + 事業系ごみ + 集団回収量

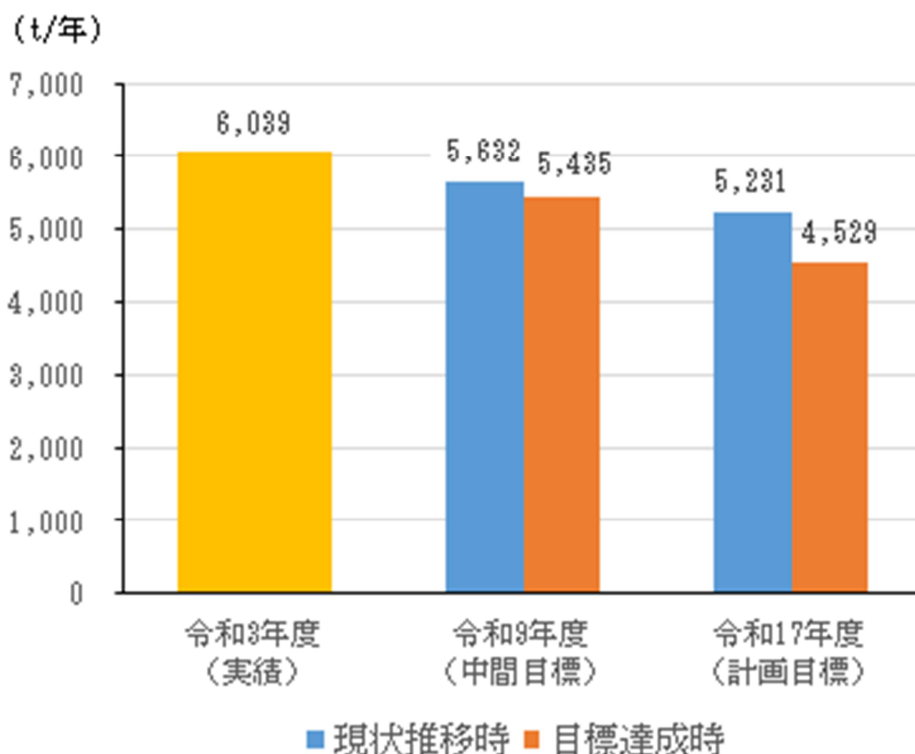


図 3-3-3-1 現状推移時と目標達成時のごみ総排出量

2) 処理・処分に係る目標

本計画での処理・処分に係る目標は「最終処分量」及び「リサイクル率」を対象とします。

現状推移時の場合、人口減少によるごみ総排出量の減少が予測されるため、最終処分量についても減少傾向で推移すると予測されますが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、現状推移時よりも更に減量させることを目指します。

また、ごみ総排出量が減少となっても、リサイクル率は概ね同程度で推移すると予測されますが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、現状推移時よりも大きく増加させることを目指します。

表 3-3-3-2 最終処分量に係る目標

項目	目標年度	数値目標	備考
最終処分量	中間目標年度 (令和9年度)	令和3年度より10%以上減量 (毎年1.5%程度減量)	国、県の数値目標を参考に設定
	計画目標年度 (令和17年度)	令和3年度より25%以上減量 (毎年1.5%程度減量)	

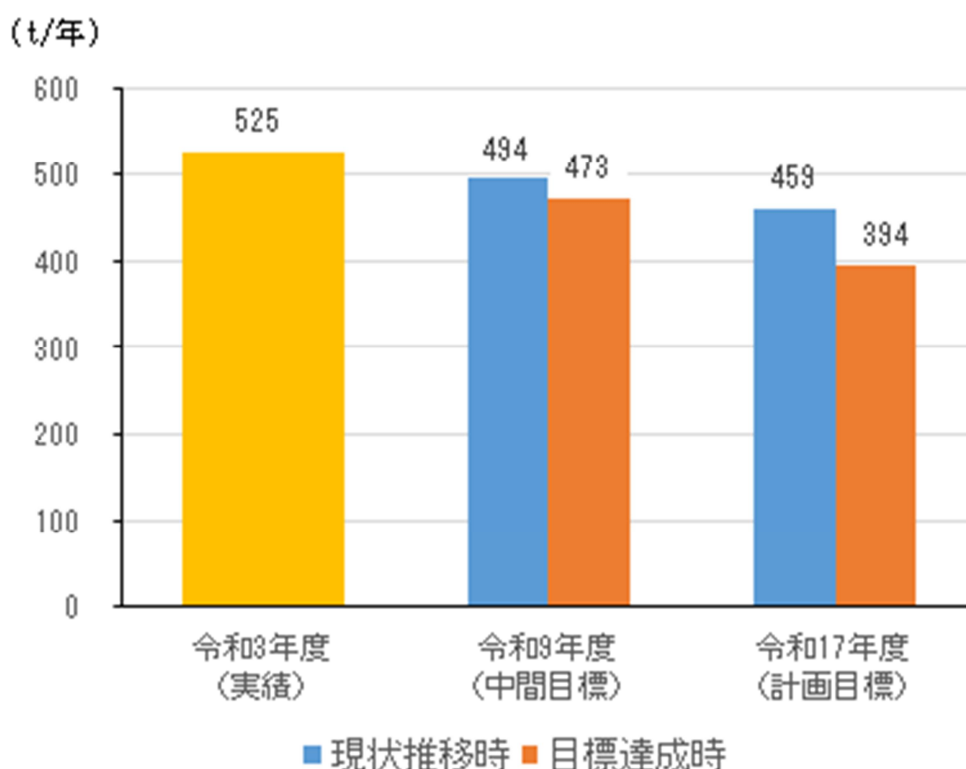


図 3-3-3-2 現状推移時と目標達成時の最終処分量

表 3-3-3-3 リサイクル率に係る目標

項目	目標年度	数値目標	備考
リサイクル率	中間目標年度 (令和9年度)	21%以上	町実績値より算出
	計画目標年度 (令和17年度)	23%以上	

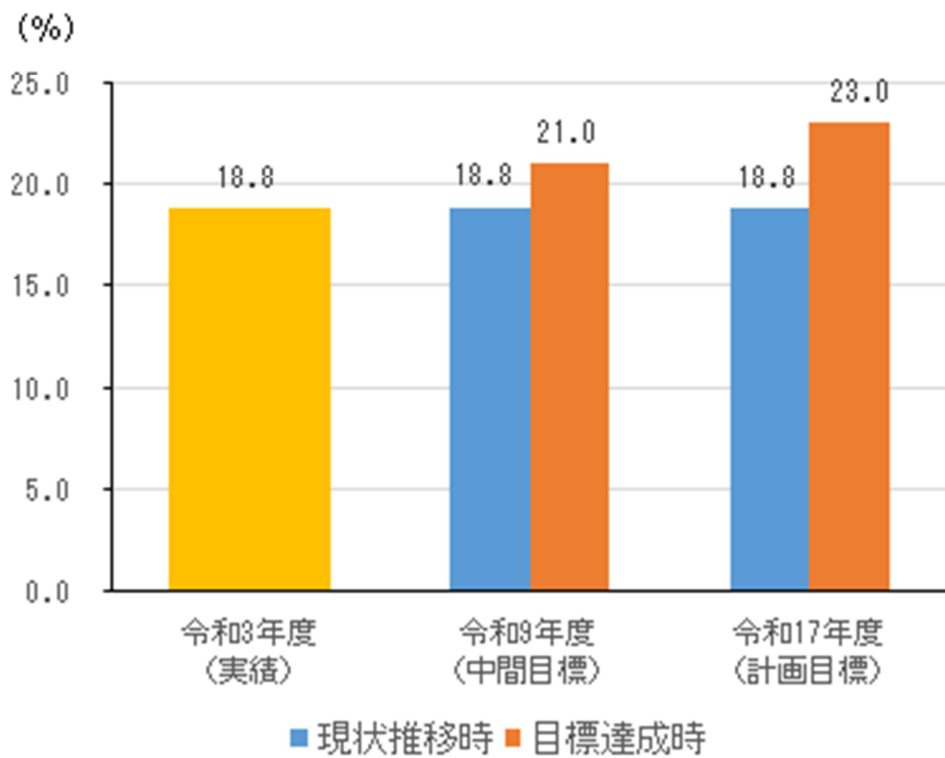


図 3-3-3-3 現状推移時と目標達成時のリサイクル率

3-4 ごみ処理計画

3-4-1 施策体系(町の施策)

町は、ごみ処理の基本方針である「ごみの減量化と資源化の推進」と「適正なごみ処理事業の推進」のため、次の施策について取り組みます。

【施策1】リデュース（ごみの発生抑制）の啓発

- ・レジ袋や過剰包装を辞退し、ごみの排出を抑制するよう啓発します。
- ・生ごみの排出を抑制し、食品ロス削減の啓発を行います。
- ・グリーン購入（環境負荷の少ない製品の購入）について啓発します。

【施策2】リユース（再使用）の啓発

- ・リサイクルショップなどを利用し、リユース品の購入・提供について啓発します。
- ・衣類や家具、スポーツ用品などについて、友人や親戚での交換について啓発します。
- ・リユースイベント（フリーマーケットなどの情報を積極的に発信し、リユース意識の向上を図ります。

【施策3】資源物の分別徹底の啓発

- ・資源物（空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の適正な分別と排出について啓発します。
- ・紙ごみ（雑がみ、オフィス古紙など）の分別を徹底し、燃やせるごみの減量化と古紙類の再資源化を推進します。
- ・ペットボトル、プラスチック製容器包装の不適合物の除去について啓発します。

【施策4】リサイクル（再資源化）の推進

- ・PTAや子供会などでの資源集団回収や、リサイクルイベントを利活用し、再資源化を推進します。
- ・店頭回収、拠点回収、集団回収などの拡大を図ります。

【施策5】リサイクル法、リサイクル制度の啓発

- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、建築リサイクル法、小型家電リサイクル法、オートバイリサイクルシステムや消火器リサイクル制度について啓発し、適正な処理を推進します。
- ・不燃ごみの減量化と希少金属類の国内循環のため、小型家電リサイクルを継続的に実施していきます。

【施策6】ごみ処理体系の整備

- ・ごみ処理体系については、法改正や国、県の方針をふまえながら、ごみ処理の効率化、経費の削減ができるよう見直しを行います。
- ・各地区の状況に合わせ、ごみ集積所や収集運搬体制について見直しを図ります。
- ・増加する高齢者の単身世帯等に対するごみ収集について、地域の協力（おたがいさま）による戸別収集の仕組みを構築し、段階的に事業を展開していきます。

【施策7】廃棄物の適正処理による生活環境の保全

- ・廃棄物の計画的な収集運搬、中間処理、最終処分によって、廃棄物の無害化、安定化を行います。
- ・廃棄物の速やかな収集運搬により、生活環境を衛生的に保ちます。
- ・地区クリーンアップ作戦などの環境美化活動を推進し、生活環境を衛生的に保ちます。

【施策8】環境学習などの実施

- ・清掃センターの見学受入れや出前講座などを通じて、町民がごみ処理について学ぶ環境学習、環境教育を行います。
- ・町民や事業者とごみ処理に関する情報を共有化し、ごみ処理に関する問題意識を啓発します。

【施策9】不適切なごみ処理への対応

- ・廃棄物を自宅や事業所で屋外焼却、埋立などを行わないよう指導、啓発します。
- ・ごみのポイ捨てや、廃棄物の不法投棄、不適切な廃棄物の保管（廃タイヤなど）を行わないよう指導、啓発します。

3-4-2 町民、事業者、町の役割

1) 町民の役割

町内で発生するごみのうち、約75%は家庭から排出されるものであり、ごみの減量化やリサイクルの推進には、町民の意識や行動が、事業者や行政の行動を方向づける大きな力となることを認識することが重要です。

そのためには、日々の生活の中で工夫を重ね、ごみの減量化に取り組む必要があります。ごみになるものは、使わない、求めないなどのライフスタイルを築くことが必要です。

また、再資源化を促進するため、ごみの分別を徹底し、集団回収に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力する姿勢が求められます。

ア 町民の役割

家庭や地域でできること

- ①使い捨て製品や容器の安易な使用を控える。
- ②長期間使用できる製品やリサイクル可能な製品など、環境に優しい商品の購入、使用を心がける。
- ③物を大切に使い、修理、再生に努める。
- ④買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないよう努める。
- ⑤不用品で使用可能なものはバザー等を活用し、再利用に努める。
- ⑥地域における資源物集団回収に積極的に参加、または協力する。
- ⑦生ごみ処理機等を活用し、生ごみの減量化に努める。
- ⑧ごみの分別を徹底する。特に、紙類（雑がみ）は燃えるごみではなく、資源ごみとして排出する。
- ⑨家電リサイクル法などの関連法令を遵守のうえ、ごみを適正に処分し、不法投棄は絶対にしない。

2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動によって発生するごみと、それによる環境への影響を考慮し、発生抑制に積極的に取り組む必要があります。

事業活動に伴って生じるごみは、自らの責任において適正に処理・処分を行わなければなりません。

また、使い捨ての商品や容器の製造、販売の見直しや過剰包装の抑制等、ごみの発生量の抑制に取り組む必要があります。さらに、再資源化が可能な原材料の使用や商品の開発、回収体制の整備を図るなど、再資源化に取り組む必要があります。

○生産及び販売に関わる事業者の役割

町内の生産事業者及び流通事業者は、町民の生活や消費活動と密接に関わっており、家庭からのごみを減量化するための重要な役割を担っており、共通事項以外にそれぞれ実施すべき事項を掲げます。

イ 事業者の役割	
事業者ができること (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ①事業活動に伴って生じるごみは、発生抑制やリサイクルを図り、自らの責任において適正な処理、処分を行う。 ②多量のごみを排出する事業者は、発生抑制やリサイクルに関する計画を定め、その計画に基づき実行する。 ③従業員のごみの発生抑制やリサイクルに対する意識の高揚を図る。 ④過剰包装やトレイ製品の使用を控える。 ⑤事業者も地域の一員として、地域の集団資源回収等に積極的に参加、協力する。 ⑥段ボールや紙類が多量に発生する事業者は、リサイクルボックスを設置するなど、資源回収に努める。 ⑦精算・流通事業者は、リサイクルを促進するため、再生資源業者を積極的に活用する。 ⑧事業活動によって生じる廃棄物の再生利用を積極的に行い、ごみの減量化に努める。 ⑨ごみの減量化や適正処理について、行政の施策に協力する。
生産事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ①使い捨て商品から再生利用が可能な商品の製造への転換に努める。 ②長期間使用できる製品、リサイクル可能な製品、再生品等、環境に優しい商品の製造に配慮する。 ③古紙、鉄、アルミ等のリサイクル原料を積極的に利用する。 ④材質を表示するなど、消費者がごみの排出時に分別しやすい商品を製造する。 ⑤ごみの排出時に、処理、処分しやすい商品を製造する。 ⑥製造、加工等において、その生産物が廃棄物として排出されたときに処理が困難とならない商品の開発に努める。

販売事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ①使い捨て商品や容器の販売を見直す。 ②長期間使用できる製品、リサイクル可能な製品、再生品等、環境に優しい商品の販売に努め、ごみになったときに処分、処理がしやすい商品を販売するよう配慮する。 ③自主的な包装基準を設け、簡易包装を徹底する。 ④牛乳パック、ペットボトル等、リサイクル可能な包装材、容器等を回収する。 ⑤事業者としてのごみ減量化やリサイクルの取り組みを消費者にPRする。
-------------	---

3) 行政の役割

町は、町民・事業者がごみの排出抑制、リサイクルを推進できるよう各施策を講じます。そのためには、普及啓発活動を強化しつつ、資源回収団体や事業者、再生資源業者の支援を行っていくことが必要です。また、町自らも一事業者として、町民・事業者の模範となるようごみの発生抑制、リサイクルに取り組みます。

ウ 行政（町）の役割	
行政（町）が行うべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ①関係課・関係団体・関係行政機関との調整及び連携を深め、ごみの排出抑制・再資源化体制を強化する。また、職員の研修機会を設け、ごみの減量化、リサイクルに関する意識を定着させる。 ②ごみの発生抑制やリサイクル等の環境教育を小中学校等の教育関係機関や老人関係団体と連携のもと推進する。 ③自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用を町民・事業者にPRする。 ④町職員自ら使い捨て用品の利用を控える。 ⑤多量ごみを排出する事業者に対して、必要に応じてごみ減量化計画の策定や状況報告を求め、ごみの発生抑制やリサイクルの要請を行う。 ⑥既存のリサイクルルートに配慮し、資源回収業者の体制の整備・強化を図るとともに、リサイクルルートのPRを行う。 ⑦集団回収や不用品交換等の実態を把握し、情報の提供等必要な支援を行う。 ⑧事業者に対して、ごみの排出抑制や排出基準に従った分別排出及びリサイクルの周知徹底を図るとともに、必要に応じて処理状況の調査を行う。 ⑨生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機の利用促進に係る補助制度を策定したため、普及啓発を図る。 ⑩広報誌や町ホームページ等を活用して、ごみの減量化及びリサイクルの意識高揚のため、町民・事業者へ周知を行うとともに、取組状況を把握するための意識調査を行う。

3-4-3 ごみの適正処理

1) 収集・運搬計画

①収集体制

ごみの収集方法は、従来どおり集積所を巡るステーション回収とし、集積所の増設や設置場所の変更は、住宅の増加や地理的条件等を考慮して対応することとします。収集体制は委託により実施します。

なお、高齢化社会の加速により高齢者の独居世帯等が増加し、集積所へのごみ出しが困難な町民が増加する傾向であるため、地域コミュニティとの連携による戸別収集の仕組みを構築し、段階的に事業を展開していきます。

②収集回数

ごみの分別は従来どおり（「表 3-2-4-1 ごみの分別区分と排出方法」を参照）とし、収集回数は以下のとおりとします。

表 3-4-3-1 ごみの分別区分と収集回数

分別区分	具体的な内容	収集回数	
燃えるごみ (可燃ごみ)	生ごみ、生活用品、資源にならないプラスチック類、その他	週 2 回	
燃えないごみ (不燃ごみ)	金属製品、プラスチックと金属の複合製品、小型家電製品、陶磁器・ガラス類	月 1 回	
資源ごみ	プラスチック (プラ製容器)	発泡スチロール容器、ボトル類、カップ・プラスチック容器、ポリ袋類、外装フィルム類	週 1 回
	缶類	飲料用スチール缶・アルミ缶	月 2 回
	ペットボトル	飲料用ペットボトル	月 2 回
	びん類	①透明びん (使い捨てびん) ②茶色びん (使い捨てびん) ③その他びん (使い捨てびん) ④生きびん (ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶等)	月 2 回
	古紙類	①新聞紙・チラシ ④紙パック ②本・雑誌 ⑤雑がみ ③ダンボール	月 2 回
	古着類	衣類全般、下着・肌着類、靴下、タオル、毛布、シーツ等 (綿や羽毛の入った衣類、ビニール製品、革製品を除く)	月 2 回
有害ごみ	①水銀含有物 (蛍光管、蛍光灯、水銀体温計等) ②火気厳禁物 (ライター、スプレー缶等) ③電池類 (アルカリ乾電池、マンガン電池等)	月 1 回	
粗大ごみ	机、ソファ、タンス、自転車、姿見、いす等 (指定ごみ袋に入らないもの)	三春町清掃センターに自己搬入	
		電話予約により戸別収集	

2) 中間処理計画

①可燃ごみ

令和4年度中は、田村広域行政組合が田村西部環境センターで焼却処理を行います。
令和5年4月からは、町は田村西部環境センターの事業主体として焼却処理を行い、数年間はこれまでどおり1市2町（田村市・小野町・三春町）で連携し、行います。

②不燃ごみ、粗大ごみ

三春町清掃センターの前処理破砕施設で破砕処理し、鉄類の資源を回収したうえで、不燃残さは三春町一般廃棄物最終処分場（第2埋立地）に埋立処理します。木質系の残さは焼却処理を行います。

③資源ごみ

三春町清掃センター資源分別場で選別を行い、資源化します。スチール缶・アルミ缶、紙類、生きびん等の資源ごみは資源売却を行い、ごみ処理費用の財源に充当します。また、カレット（使い捨てびん）及びペットボトルは容器包装リサイクル協会等に処理を委託します。

プラスチックについては、令和3年1月まで田村西部環境センターの灰溶融施設の燃原料として搬出していましたが、令和3年2月以降は灰溶融を実施せず、外部に委託し処理（サーマルリサイクル）を行います。

なお、最終処分場延命化のため、灰溶融施設の再稼働については、田村西部環境センターの稼働期間等を考慮しながら、検討していきます。

④有害ごみ

廃蛍光管及び廃乾電池は、（公社）全国都市清掃会議に委託し適正化処理を行っています。

表 3-4-3-2 中間処理の処理主体及び処理方法

種類	中間処理（R4年度まで）		中間処理（R5年度から）	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ （可燃ごみ）	組合	焼却	町	焼却
燃えないごみ （不燃ごみ）	町	破砕、回収鉄 資源化	町	破砕、回収鉄 資源化
資源ごみ （プラスチック以外）	町	選別、資源化	町	選別、資源化
資源ごみ （プラスチック）	町 （外部委託）	選別、資源化	町 （外部委託）	資源化
有害ごみ	町 （外部委託）	選別、資源化	町 （外部委託）	資源化
粗大ごみ	町	破砕、一部資源化	町	破砕、一部資源化

3) 最終処分（埋立）計画

①可燃ごみ

現在、田村西部環境センターの焼却処理により発生した飛灰などは外部処理、主灰については、令和3年4月から本町の最終処分場に埋立しています。

最終処分場の正確な残容量及び埋立可能期間の調査を行ったうえで、今後の埋立量を推計し、最終処分場の整備・確保の検討を行っていきます。

②不燃ごみ、粗大ごみ

これまでどおり、三春町清掃センター前処理破碎施設で破碎処理し、鉄類の資源を回収したうえで、不燃残さは最終処分場に埋立処分します。

③資源化の推進による最終処分量（埋立量）の削減

これまで破碎、資源化により最終処分場の延命化を行ってきましたが、上記のとおり、今後、埋立量が大幅に増加することが見込まれるため、小型家電リサイクルの継続的な実施、住民や事業者へのごみの減量化やリサイクルの普及啓発活動等により、さらなる資源化を進め、最終処分量（埋立量）の削減を図ります。

表 3-4-3-3 最終処分の処理主体及び処理方法

種類	最終処分（R4 年度まで）		最終処分（R5 年度から）	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ （可燃ごみ）	組合 （外部委託）	外部処理委託	町 （外部委託）	外部処理委託
燃えないごみ （不燃ごみ）	町	不燃残さ埋立	町	不燃残さ埋立
資源ごみ （プラスチック以外）	町（再生資源 事業者）	再資源化	町（再生資源 事業者）	再資源化
資源ごみ （プラスチック）	組合 （外部委託）	サーマル （燃原料）	町 （外部委託）	再資源化
有害ごみ	組合 （外部委託）	適正化処理	町 （外部委託）	適正化処理
粗大ごみ	町	不燃残さ埋立	町	不燃残さ埋立

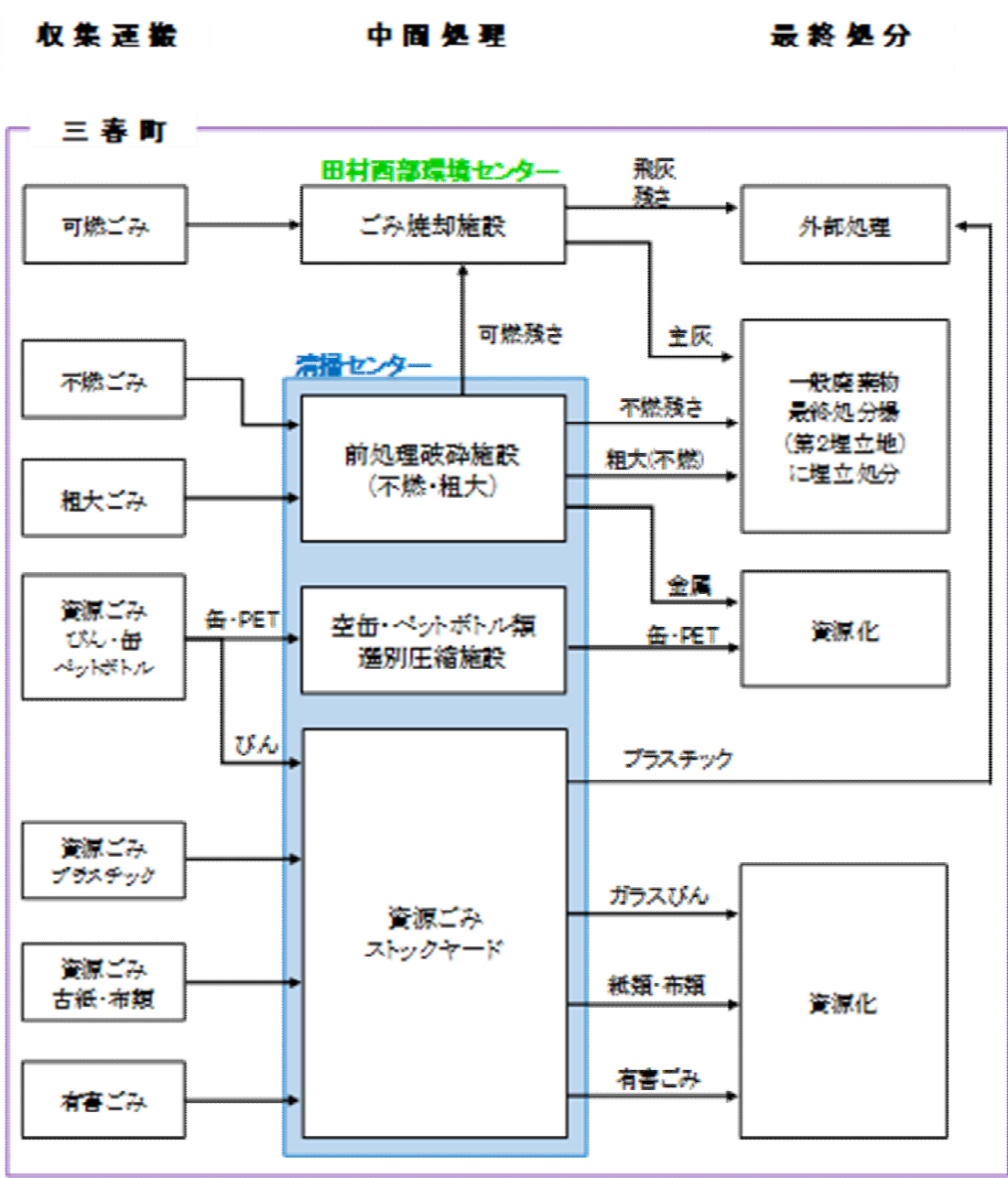


図 3-4-3-1 処理主体変更後のごみ処理フロー

4) 災害時の廃棄物処理計画

災害時における一般廃棄物の処理については、本町防災計画資料編にある災害廃棄物処理計画に基づき、収集・運搬・処理・処分を適切かつ迅速に行われるよう体制の整備を図るものとする。

また、災害時の対策として福島県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保及び災害廃棄物の適正処理体制について、協定を締結した自治体等と連携し、必要な処理体制を確保する。

5) その他の計画

(1) 特別管理一般廃棄物の適正処理

特別管理一般廃棄物は、通常の廃棄物とは異なり、より厳しい処理基準や委託基準に基づいて処理することとなっています。従って、本町では関係機関に対してこれら特別管理一般廃棄物が、一般廃棄物として排出されないよう周知するものとする。

(2) あわせ産廃への対応

産業廃棄物については、排出する事業者には処理責任があるが、本町の特性を考慮し、状況に応じてあわせ産廃としての対応策の検討等を行っていくこととする。

(3) 感染性廃棄物の処理

在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物に関しては、適正に分別するよう啓発を行い、処理方法についても検討を行っていきます。また、注射針等の処理については、医療機関への持ち込みを指導するなど適正に分別するよう啓発を行っていきます。

3-5 ごみ処理の評価

3-5-1 一般廃棄物処理システム指針

平成 28 年 9 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の指針となる「ごみ処理基本計画策定指針（以下、計画策定指針という）」が改定されました。

計画策定指針では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に当たっては、平成 19 年 6 月に策定された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下、処理システム指針という）」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」を有効に活用しながら策定していくことが望ましいとされています。

3-5-2 分別収集区分の評価

処理システム指針の中では、分別収集区分が類型化されており、「分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあたっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあつては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる市町村、その他の意欲ある市町村にあつては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする」とされています。

表 3-5-2-1 に、処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と本町の適合状況を示します。現時点の本町の分別収集区分は類型Ⅱ～Ⅲに分類されています。

表 3-5-2-1 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と適合状況

類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	本町の適合状況
① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル	① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 プラスチック製容器包装 ①-5 紙製容器包装	① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 プラスチック製容器包装 ①-5 紙製容器包装	【類型Ⅱ～Ⅲ相当】 ① 資源回収する容器包装 ①-1 設定済 ①-2 設定済 ①-3 設定済 ①-4 設定済 ①-5 設定済
② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 設定済
		③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス ④ 小型家電	③ 設定済 ④ 設定済
⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 設定済
⑥ 燃やさないごみ	⑥ 燃やさないごみ	⑥ 燃やさないごみ	⑥ 設定済
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ 設定済 (有害ごみ)
⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 設定済

3-5-3 循環的利用・適正処分の評価

処理システム指針では分別区分と同様に、適正な循環的利用・適正処分の方法について、容器包装、資源ごみ、燃やすごみ等の分別収集の区分ごとに複数の選択肢が示されています。その中から市町村において地域事情に応じた適切な方法を選択するものとなっています。

表 3-5-3-1 に処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法に対する本町の状況を示します。

可燃ごみの焼却処理や残さの埋立処分、資源ごみの処理などが適正な循環的利用・適正処分として該当しています。

なお、プラスチック製容器包装については、田村西部環境センターの廃溶融施設において燃料利用しておりましたが、令和 2 年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、引き続き外部処理による燃料利用を行いながら、循環的利用について検討を進めていきます。

表 3-5-3-1 処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		本町における方法		
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	<p>素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。ガラスびんについては、リターナブルびんとそれ以外を分別・選別する。</p>		<p>・アルミ、スチール缶の回収業者等への売却等による生成利用</p> <p>・容器包装リサイクル協会の引取等による再商品化</p> <p>・リターナブルびんについて、びん商等への引渡しによる再利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設で適正処分</p>		
	①-2 ガラスびん					
	①-3 ペットボトル					
	①-4 プラスチック製容器包装					
	①-5 紙製容器包装					
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		<p>排出源で分別し、集団回収及び行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却</p>		<p>・回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p>	分別収集し、回収業者へ売却	
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		排出源で分別する	<p>・回収した堆肥、飼料の適正利用及びチップの燃料利用</p> <p>・回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼルの燃料利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p>	<p>廃食用油を回収し、バイオディーゼルの燃料利用</p>		
		生ごみ			<p>・飼料化</p> <p>・堆肥化</p> <p>・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある）</p>	
		廃食用油			<p>・バイオディーゼルの燃料化（メチルエステル化）</p>	
		剪定枝等木質ごみ	<p>・メタン化</p> <p>・チップ化</p>			
		排出源で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別	<p>・メタン化</p>			
④小型家電		<p>排出源で分別するか、又は他の区分と混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）</p>		<p>・認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再生資源化</p>	分別収集及びBOX回収をし、認定事業者へ引渡し	
⑤燃やすごみ		ストーカ方式等による従来型の焼却方式（灰溶融方式併設を含む）	焼却灰	最終処分場で適正処分	<p>・焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。</p>	<p>ごみ焼却施設にて焼却後、焼却残さは最終処分場にて適正処分している</p>
			ばいじん	セメント原料化		
				灰溶融しスラグ化		
				薬剤等により安定化処理し最終処分		
				セメント原料化		
⑥燃やさないごみ		<p>金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理</p>		<p>・金属等の回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p>	リサイクル施設にて破砕、選別	
⑦その他の専用の処理のために分別するごみ		<p>性状に見合った処理及び保管</p>		<p>・性状に見合った再生利用又は適正処分</p>	有害ごみを分別収集し、回収業者へ引渡し	
⑧粗大ごみ		<p>修理等による再利用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理</p>		<p>・処理等して再使用</p> <p>・金属等の回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p>	リサイクル施設にて破砕、選別	

3-5-4 一般廃棄物処理システムの評価

処理システム指針では、市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面・経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるように努める必要があるとされています。

その客観的な評価のための標準的な評価項目を表 3-5-4-1 に示します。

表 3-5-4-1 一般廃棄物処理システムの標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法	指数化の方法	指数の見方
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収取量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量	実績値÷平均値×100	指数が大きいほどエネルギー回収量は多くなる
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
防地球温暖化	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	Kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	-	アンケート調査等による評価	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど住民満足度は高くなる
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する費用÷計画収集人口	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど一人当たりの処理経費は少なくなる
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

※1 エネルギー回収量：エネルギー回収量(所内・所外利用)[MJ]-施設での購入電力[kWh]×3.6[MJ/kWh]-

燃料の種類毎の消費量×燃料の種類毎の発熱量[MJ/単位]

※2 温室効果ガス排出量：各過程(収集、中間処理、最終処分場)における温室効果ガスの排出量[kg-CO2/年]

第4章 生活排水処理計画

4-1 基本方針

4-1-1 生活排水処理に係る理念、目標

本町では、最近になって特に生活雑排水による河川への負荷が高く問題となっており、社会的にもその対策の必要性及び緊急性が深く認識されつつあります。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、単に水質の改善を図ることにとどまらず、流れる水に清流をよみがえらせ、そこに住む生き物と自然保護のため澄んだ川の復元をめざすものとします。

4-1-2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

①人口の密集地区においては、集合型処理施設を整備する。

このため、農業集落排水処理施設及び公共下水道などの施設の特徴をよく分析し、適切な施設の配置により処理を行う。

②集落の形態をせずに分散して立地している地域全域対象として、小型合併浄化槽により処理を行う。

③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換指導を検討する。

④今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じ、合併処理浄化槽の整備を行う。

4-2 目標年次

生活排水処理基本計画における目標年次は、本計画同様、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を目標年次とします。

中間目標年においても同様とし、概ね5年毎に又は、諸条件等に大きな変動があった場合においては見直しを行うものとします。

4-3 生活排水の排出状況

本町における生活排水の排出状況は、表 4-3-1 に示すとおりです。令和 2 年度における計画処理人口は 17,435 人であり、その内 9,543 人については、生活排水の適切な処理がなされています。

合併浄化槽人口については経年的に増加傾向にあり、単独浄化槽人口については減少傾向です。

表 4-3-1 生活排水の排出状況

生活排水の排出状況（処理形態別人口）		(単位:人)									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1.	計画処理区域内人口 (行政人口)	18,072	17,756	17,573	17,360	17,098	16,863	16,761	17,823	17,613	17,435
2.	水洗化・生活雑排水 処理人口	8,944	9,108	9,245	9,320	9,437	9,494	9,508	9,552	9,543	9,542
	(1)コミュニティ・プラント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2)合併処理浄化槽 ※公共下水道・農業集落排水 水供用開始区域内含む	4,461	4,618	4,765	4,881	5,015	5,099	5,141	5,165	5,203	5,222
	(3)公共下水道	2,243	2,257	2,241	2,205	2,210	2,228	2,227	2,252	2,245	2,203
	(4)農業集落排水施設	2,240	2,233	2,239	2,234	2,212	2,167	2,140	2,135	2,095	2,117
3.	水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,236	7,082	6,870	6,690	6,472	6,385	6,184	6,021	5,913	5,824
4.	非水洗化人口 (汲み取り)	1,892	1,566	1,458	1,350	1,189	984	1,069	2,250	2,157	2,069
5.	計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		49.5%	51.3%	52.6%	53.7%	55.2%	56.3%	56.7%	53.6%	54.2%	54.7%

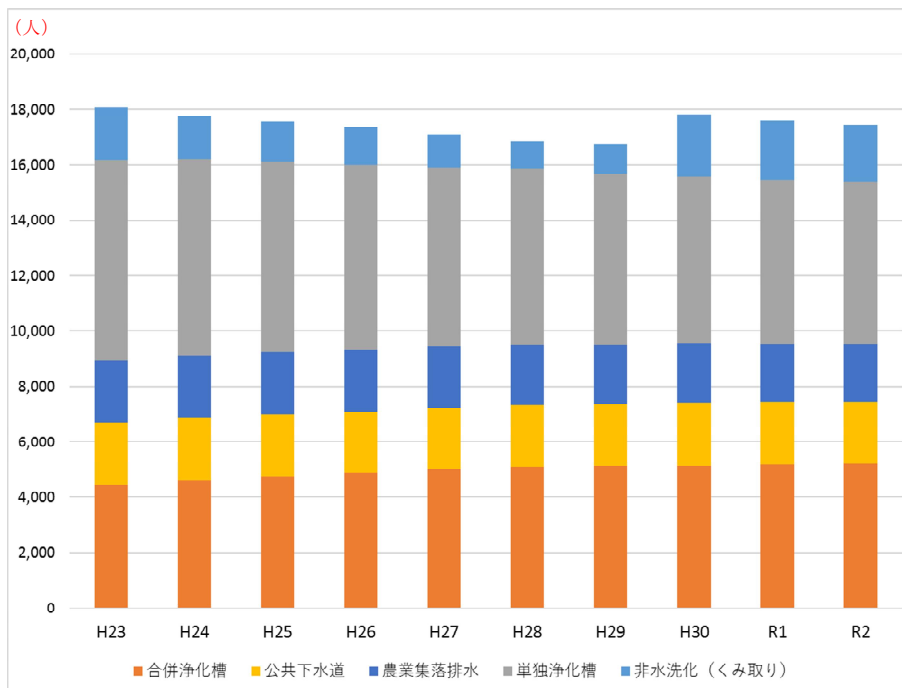


図 4-3-1 生活排水の排出状況

4-4 生活排水処理の主体

4-4-1 生活排水処理の主体

本町における生活排水の処理主体及び処理の流れは、表 4-4-1-1、図 4-4-1-1 に示すとおりです。現在は、合併処理浄化槽（町営以外）、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り等の汚泥の処理は三春町水環境センターで処理を行います。

また、令和5年度からは、すべての処理主体が町（外部処理含む）となります。

表 4-4-1-1 生活排水処理の主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体 (変更前) ～R5.3	処理主体 (変更後) R5.4～
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	—	—
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等	個人等
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町	町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	町等	町等
単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中間処理のみ町 中間処理以外は 組合	町

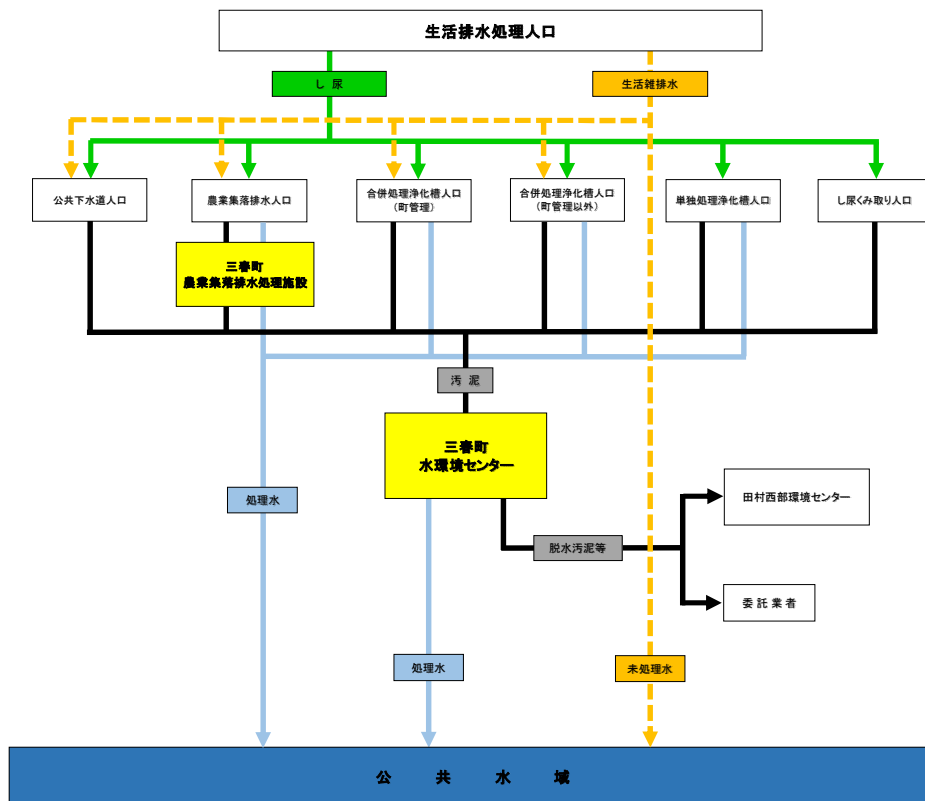


図 4-4-1-1 生活排水処理フロー

4-4-2 収集運搬

令和 4 年 10 月現在、田村広域行政組合が行っている収集・運搬等の状況は表 4-4-2-1 に示すとおりです。

令和 5 年度以降は三春町が収集・運搬等の処理主体となります。収集・運搬等の状況は表 4-4-2-2 に示すとおりです。

表 4-4-2-1 令和 4 年度までの収集・運搬等の状況

項目	内容
実施主体	田村広域行政組合（直営）
収集形態	計画収集
料金	従量制
人員	正規職員 12 名 再任用 5 名 会計年度任用職員 11 名 派遣（民間）1 名 合計 29 名
車両	2 t (9 台) 3 t (2 台) 4 t (6 台) 5.5 t (1 台) 8 t (1 台) 合計 19 台

表 4-4-2-2 令和5年度からの収集・運搬等の状況

項目	内容
実施主体	三春町(委託)
収集形態	計画収集
料金	従量制
人員	委託業者 6~8名程度
車両	2t(2台) 3t(1台) 4t(1台) 合計4台

4-4-3 中間処理

組合のし尿処理施設の現況は、表 4-4-3-1 に示すとおりです。
 なお、田村広域行政組合で担っていた事務は、住民課が主体となります。

表 4-4-3-1 三春水環境センターの現況

名称	三春水環境センター
所在地	福島県田村郡三春町字大久保 17 番地
事業主体	三春町
敷地面積	22,750 m ²
処理能力	3,400 m ³ /日 (し尿 13.5 m ³ /日、浄化槽汚泥 12.3 m ³ /日)
処理方式	オキシデーショングイッチ法
放流水質	透視度：40 度以上 pH：5.8~8.6 COD：10mg/L 以下 BOD：10mg/L 以下 SS：20mg/L 以下 残留塩素：0.05~0.8mg/L 大腸菌群数：3,000 個/cm ³ 以下

4-4-4 最終処分

下水道の脱水汚泥は民間委託でコンポスト処理し、残さの一部を田村西部環境センターで焼却処理を行います。

4-5 生活排水処理基本計画

4-5-1 処理目標

1) 生活排水の処理目標

目標を達成するため、河川の水質汚濁に影響を及ぼしている地域を重点とし、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とします。また、処理施設は町内各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとします。処理の目標は表 4-5-1-1 のとおりです。

表 4-5-1-1 生活排水の処理目標

年 度	令和 2 年度	中間目標年度 (令和 9 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
生活排水処理率	54.7%	60.7%	67.9%

※水洗化人口（単独浄化槽を除く）÷計画処理区域内人口×100（%）

2) 人口の内訳

生活排水の処理目標を達成したときの生活排水処理計画人口は、表 4-5-1-2 のとおりです。

表 4-5-1-2 生活排水処理計画人口 (人)

区 分 \ 年 度	令和 2 年度	中間目標年度 (令和 9 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
行政区域内人口	17,435	16,116	14,969
計画処理区域内人口	17,435	16,116	14,969
水洗化生活排水処理人口 (単独処理浄化槽を除く)	9,542	9,781	10,163

3) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理目標に基づく生活排水の処理形態別内訳は、表 4-5-1-3 のとおりです。

表 4-5-1-3 生活排水の処理形態別内訳

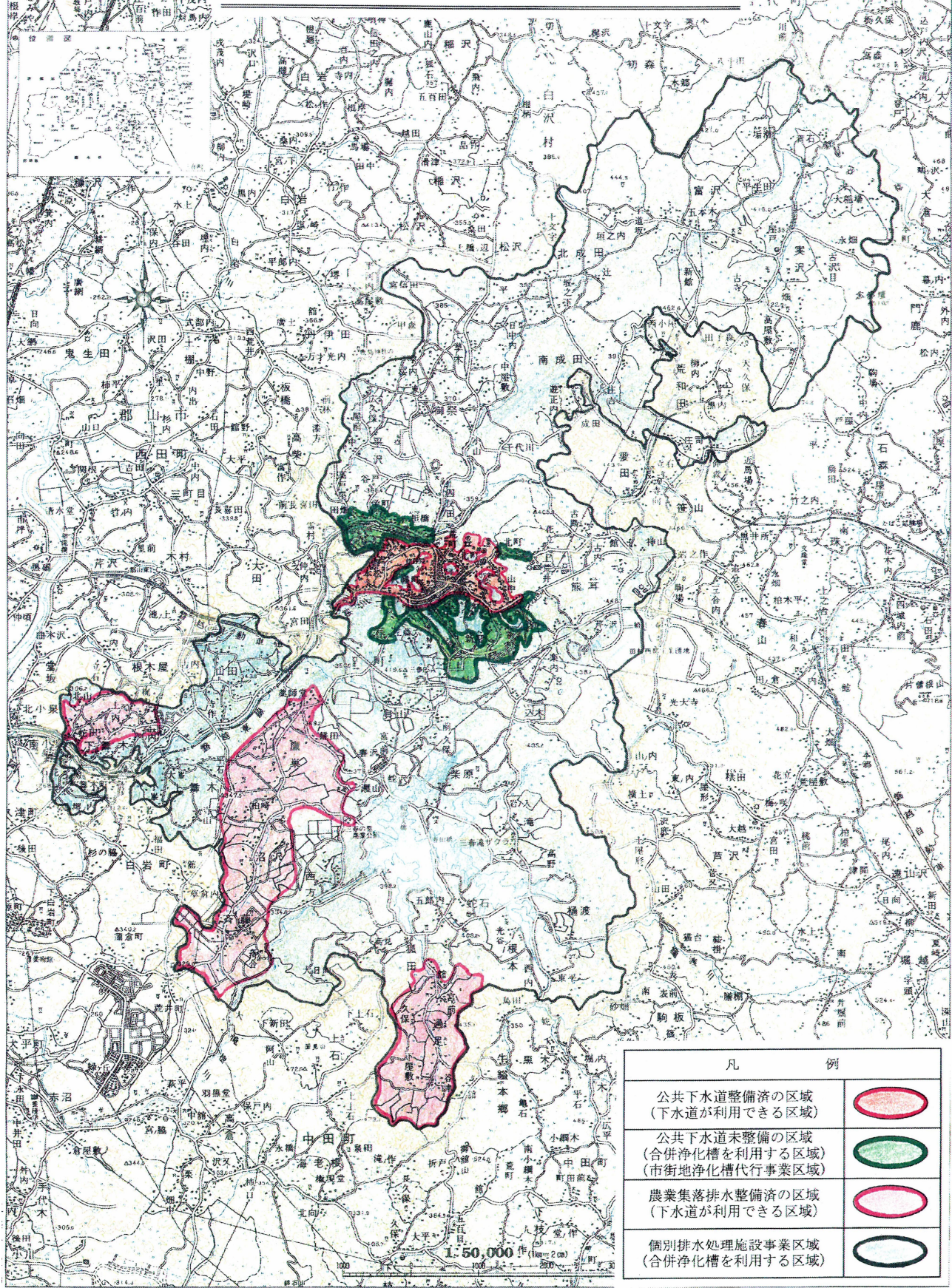
区 分 \ 年 度	令和 2 年度	中間目標年度 (令和 9 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
1 計 画 処 理 区 域 内 人 口	17,435	16,116	14,969
2 水 洗 化、生 活 雑 排 水 処 理 人 口	9,542	9,781	10,163
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	—	—	—
合 併 処 理 浄 化 槽	5,222	5,192	5,240
下 水 道	2,203	2,319	2,465
農 業 集 落 排 水 施 設	2,117	2,270	2,458
3 水 洗 化・生 活 雑 排 水 未 処 理 人 口 (単 独 処 理 浄 化 槽)	5,824	5,160	4,390
4 非 水 洗 化 人 口	2,069	1,175	416
5 計 画 処 理 区 域 外 人 口	0	0	0

4-5-2 区域及び人口

本町が合併処理浄化槽、下水道及び農業集落排水施設の設置を検討していく地域については、地区の特性・周辺環境・水源地の保全・地区の要望等から各集落のコミュニティを最小単位として区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から各々処理方式の特徴を生かしつつ、適正に効率よく整備を行うものとします。

これらに基づき、生活排水を処理する区域の計画状況は、図 4-5-2-1 に示すとおりです。

三春町 生活排水処理区域図



凡	例
公共下水道整備済の区域 (下水道が利用できる区域)	
公共下水道未整備の区域 (合併浄化槽を利用する区域) (市街地浄化槽代行事業区域)	
農業集落排水整備済の区域 (下水道が利用できる区域)	
個別排水処理施設事業区域 (合併浄化槽を利用する区域)	

北海道地図株式会社札幌支店

図 4-5-2-1 生活排水を処理する区域

1) 行政区域内人口

行政区域内人口は、第3章ごみ処理基本計画において決定した将来人口のとおりです。
(図 3-3-2-1 参照)

2) コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口

現在本町では、コミュニティ・プラントでの処理計画はありません。

3) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口

本町は、全域を合併処理浄化槽設置計画区域とし、新規の宅地開発等において合併処理浄化槽の設置を推進してきました。また、くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換には助成制度を設けています。

また、下水道計画区域、農業集落排水計画区域外であってもその整備に相当期間を要する区域については、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽人口は令和2年度までで5,222人に達しており、目標年度における人口は表 4-5-2-2 に示すとおりです。

表 4-5-2-2 合併処理浄化槽人口 (人)

項目\年度	令和2年度	中間目標年度 (令和9年度)	計画目標年度 (令和17年度)
計画処理区域内人口	17,435	16,116	14,969
合併処理浄化槽人口	5,222	5,192	5,240

4) 下水道で処理する区域及び人口等

本町の下水道計画区域は、図 4-5-2-1 に示す三春地区全域であり、表 4-5-2-3 のとおりです。

表 4-5-2-3 下水道人口 (人)

項目\年度	令和2年度	中間目標年度 (令和9年度)	計画目標年度 (令和17年度)
計画処理区域内人口	17,435	16,116	14,969
下水道人口	2,203	2,319	2,465

5) 農業集落排水で処理する区域及び人口等

農業集落排水は、農業振興地域に集落が発達している地域を対象とし、図 4-5-2-1 に示す地域が計画構想地区となっており、表 4-5-2-4 のとおりです。

表 4-5-2-4 農業集落排水処理人口 (人)

項目\年度	令和 2 年度	中間目標年度 (令和 9 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
計画処理区域内人口	17,435	16,116	14,969
農業集落排水処理人口	2,117	2,270	2,458

4-5-3 生活排水処理の課題

1) 生活排水の適正処理の推進

本町における令和 2 年度の生活排水処理の形態別普及率は、公共下水道で 12.6%、農業集落排水で 12.1%、浄化槽で 54.7% (うち合併処理浄化槽 30.0%) となっています。また、生活排水処理率は、福島県平均 83.7% に対して 54.7% となっています。今後、設置補助制度を利用した合併処理浄化槽整備事業を継続していく等、更に生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。

2) 収集・運搬

令和 5 年 4 月から処理主体が三春町となるため、収集・運搬体制については業者へ委託を予定しています。

3) その他

(1) 公共下水道

公共下水道は、平成 6 年 3 月に許可を受け、平成 12 年 4 月から供用を開始し、その後、何度か見直しが行われています。

高度成長時代に想定された基本フレームは、原単位が実態に合わなくなっており、修正し、費用対効果を見極めながら効率的な事業を推進していく必要があります。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、平成 5 年度に下舞木地区、平成 9 年度に過足地区、平成 10 年度に中妻地区を供用開始しています。

供用開始から現在に至るまで 20 年以上経過しており、施設の老朽化とともに機械設備の更新時期を迎えたことから、安定した汚水処理を維持するため、計画的な維持補修を行い、効率的な事業を推進します。

4-5-4 整備計画

生活排水処理施設の整備は、し尿と生活雑排水を同時に処理することが基本であり、公共下水がその中心となりますが、下水道計画地区外においても対策が必要となるため、下水道計画区域内外を含めた対策を基本理念とし施設整備計画を実施していきます。各整備計画については、表 4-5-4-1、表 4-5-4-2、表 4-5-4-3 のとおりです。なお、表 4-5-4-1 については、令和 17 年度までの整備計画とします。

表 4-5-4-1 浄化槽の地区別整備計画

処理地区	設置計画基数（基）	事業費見込（千円）
三春（下水地区以外）	200	167,600
岩江（農集区域以外）	500	422,750
中郷（農集区域以外）	75	62,350
沢石	45	37,600
要田	50	41,600
御木沢	100	83,850
中妻（農集区域以外）	75	62,350

表 4-5-4-2 下水道の整備計画 (人)

項目\年度	令和 2 年度	中間目標年度 (令和 9 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
供用開始区域人口	3,203	2,961	2,750
接続人口	2,203	2,319	2,465
未接続人口	1,000	642	285

表 4-5-4-3 農業集落排水の整備計画 (人)

項目\年度	令和 2 年度	中間目標年度 (令和 9 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
処理区域人口	2,496	2,671	2,870
接続人口	2,117	2,270	2,458
未接続人口	379	401	412

4-5-5 し尿、汚泥の処理計画

1) し尿・汚泥の排出状況

農業集落排水及び町管理の合併処理浄化槽から抜き取ったし尿及び汚泥は、下水道処理場（三春水環境センター）へ搬入し処理をしています。また、一般のし尿及び個人管理の浄化槽（単独・合併）から抜き取ったし尿及び汚泥は、現在、田村広域行政組合で管理しているし尿・汚泥収集施設（田村地方衛生処理センター）で処理を行っていますが、処理先変更後は三春水環境センターにおいて処理を行うようになります。

町全体でのし尿・汚泥排出人口を表 4-5-5-1、発生汚泥量を表 4-5-5-2 に示します。

表 4-5-5-1 し尿・汚泥排出人口

単位：人

項目／年度	令和 2 年度	令和 9 年度 (中間目標年度)	令和 17 年度 (計画目標年度)
し尿汚泥	1,401	1,132	887
浄化槽汚泥	13,163	12,622	12,088
合併汚泥	7,339	7,462	7,698
合併	5,222	5,192	5,240
農集	2,117	2,270	2,458
単独汚泥	5,824	5,160	4,390

表 4-5-5-2 発生汚泥状況

	項目／年度	単位	令和 2 年	令和 9 年 (中間目標年度)	令和 17 年度 (計画目標年度)
発生汚泥量	し尿汚泥	kℓ/年	1,106	894	700
	浄化槽汚泥	kℓ/年	7,449	7,065	6,688
	合計	kℓ/年	8,555	7,959	7,388
原単位	し尿	ℓ/人・日	0.79	0.79	0.79
	合併・単独浄化槽	ℓ/人・日	0.54	0.54	0.54
	農集排	ℓ/人・日	0.69	0.64	0.60

2) 排出抑制・再資源化計画

(1) 基本方針

し尿及び単独処理浄化槽汚泥については、可能な限り減量化を図ります。また、合併処理浄化槽については、これを地域における有効なりサイクル型施設として位置づけ、汚泥及び処理水の活用を図ります。

(2) 再資源化の方法

公共下水道、農業集落排水処理場及び町管理浄化槽からの抜き取り汚泥については、三春水環境センターにおいて脱水減量化後、コンポストとして再資源化を行います。

3) 収集・運搬計画

(1) 基本方針

合併処理浄化槽等による水洗化の増加及び減少するくみ取りし尿等を考慮し、町住民からの苦情、要望等を広く対応するため、管理体制の強化を図っていきます。

(2) 収集の範囲区域及び方法

収集区域は町全域ですが、農業集落排水による処理区域や下水道処理区域等の収集を実施しない区域もあるため、これら諸計画及び合併処理浄化槽への転換状況を十分把握し、収集区域を定めるものとします。

収集・運搬については、現在、し尿・浄化槽汚泥ともに認可業者へ委託し行っており、組合解散後は業者へ委託を予定しています。

また、浄化槽汚泥収集時には清掃も併せて実施するものとし、収集し尿の区分は以下のとおりとします。

- ・くみ取りし尿
- ・単独処理浄化槽汚泥
- ・合併処理浄化槽汚泥
- ・農業集落排水処理施設排出汚泥

4) 中間処理計画

(1) 基本方針

三春町の三春水環境センターで中間処理を行います。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、脱窒処理方式のし尿処理施設によるものです。

5) 最終処分計画

し渣及び脱水汚泥の最終処分については、現行のとおり、委託業者へ外部処理を基本とし、コンポストとして再資源化を行っていく予定です。

4-5-6 住民に対する広報・啓発活動

各家庭からの生活排水汚濁負荷量を減らすために、公共下水道、農業集落排水区域においては、未接続者への戸別訪問を実施し普及啓発を行っています。また、合併処理浄化槽においては、単独浄化槽及び汲取からの転換の普及促進を目的に広報での啓発を行うほか、パンフレットによる普及活動を行っています。その他、事務手続きを迅速に進めるため、浄化槽施工業者への説明も実施しており、今後も継続して啓発活動を実施し、きれいな町づくりの普及に努めていきます。